

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から6番河合議員、7番海老原議員を指名します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を前回に引き続き行います。

まず、岩崎議員。

(19番 岩崎雅秋議員登壇)

○19番 岩崎雅秋議員

公明党の岩崎雅秋です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、発言の趣旨を御理解いただき、的確なる御答弁をお願いいたします。議員の皆様には、しばらくの間、御静聴願います。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

1つ目として、選挙関連の質問をさせていただきます。

まず、このたびの参議院選挙は7月3日公示、7月20日投開票でしたが、岸和田市では投票所入場整理券が届くのが7月7日から7月9日までの3日間で配送されたため、貝塚市や泉佐野市等では公示日翌日には届くのに、岸和田市は遅過ぎるとのお叱りを多くの市民から頂きました。

突然の解散の衆議院選挙ではなく、3年

に1回、夏にあると分かっている参議院選挙において、投票所入場整理券が市民に届くのが他市より遅く、期日前投票の前半には間に合わないという事態が起き、市民が選挙に行きにくい状態が生じました。その理由をまずはお答えください。

次に、市長が出席されたタウンミーティングでも住民から課題として挙がっていましたが、期日前投票所についてお伺いします。

現在、岸和田市では5か所で期日前投票所を開設しておりますが、以前は、東岸和田駅近くのイオンでも期日前投票所を設置し、かなり多くの人数の方が期日前投票を行っていましたが、イオンの改装で設置できなくなり、その代わりとして岸和田カンパベイサイドモールに期日前投票所を設置したと聞いております。

現在、イオンの改装も終了し、そよら東岸和田として営業しておりますが、今後、そよら東岸和田や東岸和田駅周辺で期日前投票所を設置する予定はないのでしょうか、お答えください。

2つ目として、この夏、線状降水帯や集中豪雨の発生が相次ぎ、河川の洪水や内水氾濫による浸水被害、さらには土砂災害などが頻発しており、日本各地で被害が出ているニュースが連日報道されています。つい先日も熊本県や石川県、鹿児島県、北海道などで大雨の影響による被害が発生しました。被災地では、猛暑の中、復旧作業が続けられており、元の生活を取り戻すにはまだ時間がかかると考えられます。

本市の浸水被害で記憶しているのが、平成26年10月の台風19号の豪雨により、堺町周辺では多くの浸水被害が発生しました。これは、既存の雨水管等の排水能力を上回る降雨によるもので、その後は浸水被害の発生はないと認識しています。その後、浸

水被害が発生していない背景には、長時間の豪雨がなかったということもあるかもしれませんが、同様の被害が二度と起きないようにするための対策は必要です。まずは、堺町の浸水被害が発生した後、本市がどのような対策を講じたかについて説明をお願いします。

3つ目として、先月7月30日、日本時間午前8時24分にロシアのカムチャツカ半島の東南東126キロメートルでマグニチュード8.8の巨大地震が発生したことにより、北海道から和歌山県までの太平洋沿岸を最大3メートルまでの津波が到達するとして津波警報を、その他、本市岸和田市を含む太平洋沿岸などに津波注意報を気象庁が発表しました。津波警報及び注意報は7月31日までに解除されましたが、この巨大地震が日本近海で起こっていたらと思うと恐ろしい限りです。そこで、巨大災害の対応について、長引く避難所生活を中心に質問させていただきます。

災害時に開設される避難所は、これまでの阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震など、過去の大きな災害を見ますと、発災当初は大勢の避難者が体育館などの床で雑魚寝を余儀なくされる光景を目にします。避難者の体調維持の観点からも段ボールベッドが非常に有効だと考えますが、本市において学校体育館などの避難所への段ボールベッドの導入状況はどのようなになっているのかをお示してください。

以上で壇上での質問を終わります。以降、再質問は自席にてさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

私からは、御質問の1. 選挙について御答弁申し上げます。

まず、投票所入場整理券についてですが、今回の参議院議員通常選挙におきましては、令和7年7月に選挙があることは事前に把握しておりましたが、令和7年3月に入場整理券の封入封緘業務をこれまで依頼しておりました業者が、令和7年度からは選挙の入場整理券の業務は行わないとの連絡がございました。その後、すぐに入札の準備をし、入札を行いました、声をかけていた業者全てが入札辞退という状況になり、業者選定に時間を要したことが原因となります。

次に、期日前投票所ですが、選挙管理委員会といたしましても、議員おっしゃるとおり、東岸和田駅周辺は相当数の期日前投票者数が見込まれる場所と認識しております。以前より、そよら東岸和田の店舗側とも連絡を取り、期日前投票所として利用させていただけないか依頼しておりました。しかしながら、現状では、当初予定されておりました2階の催事スペース等も店舗として利用されている状況で、期日前投票所として利用できるスペースはないと回答を得ておりまして、現時点では適当な場所は見つかっておりません。

○烏野隆生議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

御質問の2. 雨水タンクの助成制度に關しまして御答弁申し上げます。

平成26年10月の台風19号では、時間降雨量65ミリメートルを記録し、雨水管等の排水能力を超える豪雨により、堺町周辺では50件以上の浸水被害が発生いたしました。この被害が再び発生することを防ぎ、住民の皆様が安心して暮らせる環境を整えるため、府道堺阪南線の堺町交差点横ときしわ

だ自然資料館敷地内の2か所に雨水ポンプを設置し、下水道管で処理し切れない水を強制的に排水するバイパスルートの整備を行い、浸水被害のリスク軽減を図りました。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱
避難所での段ボールベッドの導入状況について御答弁いたします。

現在、大阪府域救援物資対策協議会で策定しております大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、大阪府との役割分担の下、各市町村で簡易ベッドを必要数量備蓄することとなっておりますが、本市では段ボールベッドではなく、折り畳みベッドを備蓄しております。段ボールベッドにつきましては、災害時に協定締結先のセツカートン株式会社並びにJパックス株式会社へ要請し、調達する予定となっております。

また、床に長時間横になっていると、ほこり等を吸い込むことによる健康被害が懸念されるため、発災当初から簡易ベッドを設置するなど、よりよい居住空間を確保することが重要であると考えております。

しかしながら、保管場所等の問題もあり、全ての避難所に簡易ベッドを配備できておりません。避難所開設時から簡易ベッドを設置できるよう、各避難所へ分散備蓄を進め、備蓄倉庫から避難所までスムーズに配送できるよう訓練を実施するなど、改善を図ってまいります。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

では、再質問させていただきます。

投票所入場整理券について、先ほど遅延した理由が示されましたが、今後の対策についてお示してください。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

今後の対策といたしましては、令和8年度から地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、全国的にシステムの標準化が行われることもあり、今までのやり方と違った方法で入場整理券の印刷や発送をすることを検討しております。

現在、入場整理券を少しでも早く発送できるように、幾つかの方法を検討しつつ、業者とも協議を行っているところでございます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

入場整理券がなくても、期日前投票も含め投票できるとしても、入場整理券がなければ行く気がしないとの声が上がっているため、公示日翌日には市民の手に届く対策を要望します。

次に、選挙公報につきましても、市民のからすれば、投票を行う前に各候補者の考えを把握した上で投票したいと考えているところですが、先月の参議院議員通常選挙の際に、市民から選挙公報が届くのが遅いとの声もありましたが、もう少し早く市民に配布することはできないのでしょうか。お答えください。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

選挙公報につきましては、選挙公示日、告示日の夕方5時に立候補届が終了してから印刷し、印刷が完了してから全戸配布す

ることになります。国や大阪府の選挙では、選挙公報が完成し次第、大阪府から各市町村に配送されることになります。

本市では、大阪府から配送され次第、シルバー人材センターに依頼し、全戸配布してもらっておりますが、今後は、シルバー人材センターとも協議し、可能な限り早く配送してもらうようにしたいと考えております。

また、市の選挙の場合は、告示日の次の日曜日が選挙となることから、告示日の午後5時に立候補の締切りを行ってから印刷業者が印刷を行い、月曜日に印刷が完成することもあり、シルバー人材センターの配布日程を考慮しても、選挙日の2日から3日前までに選挙公報がお手元に届くことになります。

市の選挙の場合、市のホームページには月曜日に選挙公報を掲載し、各市民センターや公民館には選挙管理委員会から直接公報を配架しています。

国、府の選挙の場合は、府から選挙公報が配送されてから市民センター等へ配架になるので、市の選挙より少し遅れることとなります。お急ぎの場合は、市のホームページや市民センター等の配架分を御利用していただければと考えております。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

一日でも早く配布することを要望します。

次に、期日前投票所について再質問します。先ほどの答弁では、現時点では東岸和田駅周辺では適当な場所が見つかっていないとありましたが、駅前に東岸和田市民センターがありますが、この場所での期日前投票所の設置についてどうお考えでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

東岸和田市民センターについても調査させていただいておりますが、以前、イオンでの期日前投票者数は約2500名で、近年では期日前投票者が増加傾向になっておりますので、かなりの方が来られることが見込まれます。ここで行うとなれば5階の集客室での開催となり、エレベーターが2基ありますが、エレベーターの乗降者数や乗降にかかる時間、駐車場、また、それらが公民館や図書館、建物内の他店舗の利用者との併用ということなど、いろいろ検討いたしました。物理的に難しい状況でございます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

では、東岸和田駅周辺にはほかにもいろいろなスペースがあると思いますが、そういった場所は検討されたのでしょうか。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

まず、期日前投票所として必要なスペースといたしましては、室内で約50平方メートルの広さや駐車場、最近の気候の状況から、冷暖房完備でバリアフリーの場所が必要となります。

東岸和田駅周辺ではほかにもスペースがあり、実際に職員が現場に出向き、調査も行っております。

東岸和田駅の改札前スペースに関しましては、現場に出向き、スペース等を計測した後に、東岸和田駅を管轄する和泉府中駅

に連絡し、依頼しましたが、スペース的に難しく、利用は難しいとの回答でございました。

次に、現在、東岸和田駅海側に建設中の大型商業施設にも期日前投票所として活用できるスペースがないかを確認させていただきましたが、スペースはないとの回答でございました。

そよら東岸和田内の空き地にテントを張っての期日前投票所も検討いたしましたが、テントの場合、悪天候時の対応や冷暖房、電源、専用線の問題などもあり、難しいとの結論に至っております。

選挙管理委員会といたしましては、東岸和田駅周辺には相当数の期日前投票者数が見込まれることから、今後も東岸和田駅周辺で期日前投票所が設置できるスペースがないか、市民の意向に沿えるような形で引き続き検討してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

早急に東岸和田駅周辺で期日前投票所を設置していただくことを要望し、この質問は終わります。

次に、浸水対策に関連して再質問します。先ほどの答弁では、堺町の浸水被害に対する対策を講じているとのことで安心しました。では、近年、既存の下水道等の排水能力を超え、内水氾濫が発生するケースが増えています。雨水の流出抑制に効果が期待できる対策の1つに、戸建て住宅に設置する雨水貯留タンクが挙げられます。個人設置に対して助成を行っている自治体もあるようですが、岸和田市にはこの助成制度はあるのでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

現在、岸和田市には雨水貯留タンク設置に対する助成制度は採用していない状況でございます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

では、岸和田市には助成制度が導入されていないということですが、府内や特に近隣でこの制度を導入している自治体はどれほどあるのでしょうか。また、本市で制度を導入していない理由についても説明をお願いします。

○烏野隆生議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

本市では、平成27年度に府内自治体の流出抑制に関する取組状況を把握するためにアンケートを実施しましたが、その際、雨水貯留タンクの助成制度についても調査を行っております。その結果、府内では12市、泉州地域では、堺市、高石市、和泉市、阪南市の4市が導入していることが確認されました。

また、雨水貯留タンクの流出抑制効果に関する調査研究も行いましたが、一般的にこれらのタンクは節水目的で設置するケースが多く、日常的に雨水が貯留されていることが予想されるため、大雨発生時の流出抑制効果は限定的で、助成制度に係る費用対効果があまり期待できないとの判断に至った経緯がございます。

さらに、最新の助成制度の実態を調査いたしましたところ、年間で数件の申請実績にとどまっていることや、節水効果はあるものの、流出抑制の効果は不明瞭と回答があった自治体も多く、既に制度を廃止した自治体もあるとの結果も出てございます。

これらを踏まえ、本市では現在のところ、

雨水貯留タンク助成制度の導入は実施しない方針でございます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

雨水貯留タンク設置における助成金の費用対効果は期待できないとの答弁です。では、本市で流出抑制の対策として現在何に取り組んでいるのでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

近年の集中豪雨の発生に加え、都市化に伴う土地利用の変化により、緑地や農地が減少傾向にあり、都市の持つ保水能力の低下が進んでございます。この結果、地中に浸透していた水が即時に排水されることで、浸水リスクが増大している状況でございます。

既存の下水道や水路等だけで対応するのは困難であるため、民間事業者による開発行為や公共施設建設の際には、雨水流出を抑える貯留施設や浸透施設の設置を推奨してございます。また、調整池の設置が必要な場合は、設置基準に基づき適切に指導を行っております。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

今後、市が公共施設を建設する際には、率先して流出抑制機能を備えた施設設計を行うことで、住民が安心して暮らせる環境を整える姿勢を示していただきたいと思います。引き続き、流出抑制を基盤とした施策を積極的に進め、浸水被害が発生しないまちづくりに取り組んでいただけるよう要望し、この質問を終わります。

次に、巨大災害への対応について、先ほ

どの答弁では、避難所への段ボールベッドの導入状況は、本市では段ボールベッドではなく折り畳みベッドを備蓄しており、段ボールベッドは協定締結先の民間企業から調達するとのこと。そして、保管場所等の問題もあり、全ての避難所に簡易ベッドを配備できていないとのこと。これらは災害関連死を防ぐためにも大変重要な備蓄品であると思いますので、引き続き、避難所の開設時からベッドを設置できるよう進めていてもらいたいと思います。

では、次に、避難所のトイレ環境についてお聞きします。

昨年の能登半島地震でも過去の災害と同じように、発災当初は、地震により断水や下水管が破損しているにもかかわらず、ふだんどおりトイレを使用してしまい、排せつ物が流れず、あふれ返り、不衛生なトイレ環境であったと聞いております。これらの状況を踏まえ、国から各自治体に対し、避難所におけるトイレ環境を早急に改善、整備するよう強く求められていますが、本市における対応状況について、その進捗も含めて具体的にお答えください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

避難所におけるトイレ環境の改善、整備についてでございますが、議員お示しのとおり、今回の能登半島地震でも過去の災害と同じように、発災当初、避難所のトイレは大変不衛生であったと報告を受けております。また、不衛生なトイレを使用したくないために、水分補給や食事を控え、エコノミークラス症候群など災害関連の疾患に至ることも考えられます。

このたび、能登半島地震における輪島市での避難所支援の経験を受けまして、大阪府から新たに府内市町村指定避難所全てに

組立て式洋式水洗トイレの配備方針が示され、全ての避難所にそれぞれ大阪府が1基分の予算、市町村が1基分の予算により、計2基ずつ配備されることになりました。本市では避難所が64か所ございますので、合計128基配備することとなります。

大阪府は5500回以上連続使用が可能な組立て式洋式水洗トイレ、ドント・コイ、本市は便袋を1回1回熱圧着で密封できる自動ラップ式トイレを、今年度、国の交付金を活用して各避難所へ配備できるよう進めております。

さらに、トイレの便座に袋をかぶせて使用する携帯トイレも3か年をかけて必要数量を計画的に購入し、各避難所に配備できるよう併せて進めております。

その一方で、地域での防災訓練や出前講座の中で、市民の皆さんへ、家庭内でのトイレ備蓄の重要性や、災害時のトイレの使用方法を引き続き周知してまいります。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

それぞれの災害用トイレの整備状況をお答えいただきましたが、携帯トイレについては、便座にどのようにかぶせて使用したらよいのかなど、実際に使用してみないと使い方が分かりにくいといった声もよく聞きますので、地域の防災訓練や出前講座を活用して、引き続き、家庭内でのトイレ備蓄の重要性と併せて使用方法の周知にも努めてもらうようお願いいたします。

それでは、引き続き、避難所の環境整備について確認します。能登半島地震の際の避難所を見ますと、時間の経過とともにプライバシーに配慮されたテントを設置して避難生活を送っているところが少なからずありました。本市では、このようなプライバシーに一定配慮した対応はできているの

でしょうか、また、検討されているのでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

避難所におけるプライバシーの配慮について御答弁いたします。

先ほどの簡易ベッドと同じく、大阪府域救援物資対策協議会で策定しています備蓄方針に基づき、大阪府との役割分担の下、生活空間を確保するために各市町村でパーティションを必要数量備蓄することとなっております。

本市では安価で組み立てやすい段ボールパーティションを備蓄しておりますが、全ての避難所に配備できておりませんので、引き続き、分散備蓄を進めてまいります。

また、能登半島地震において、避難所運営支援で派遣された本市職員も、現地の避難所でのパーティションとして、段ボールハウスやワンタッチ式テントが使用されているところを見て、プライベートな空間を設けることで周囲の人から感じるストレスを軽減できるなど、その有用性を実感しております。これらは比較的安価で調達できることから、今後、各避難所へ段ボールパーティションの配備と並行して導入を検討してまいります。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

現在、備蓄している段ボールパーティションと併せて、ワンタッチ式テントなども検討していくとの答弁でした。これまでの避難所で常態化していた避難者の雑魚寝が解消するように、早急に検討と配備を進めていってもらうようお願いいたします。

では、次に、在宅避難者及び車中泊避難者への対応についてお伺いします。これら

の避難者の方々は、避難所に避難されていないものの、支援が必要であることに変わりはないため、市ではまずどのように避難者数を把握していくのか。そして、例えば、飲料水や食料、日用品といった支援物資をどのように配給していくこととしているのか、また、避難者の健康維持の視点からどのような対応を考えているのかをお示しください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

在宅避難者及び車中泊避難者への対応について御答弁いたします。

災害の発生状況によりますが、避難所での集団生活が難しい方や、避難所の混雑状況などにより、御自宅、友人・親戚宅、車中泊、ホテルなど、避難所以外で避難生活を送る避難者がおられます。そのため、避難所以外の避難者の把握方法や、食事や物資の配給、災害関連情報の提供方法などについては課題となっております。

まず、在宅避難者及び車中泊避難者の把握につきましては、避難所以外で避難されている方に対して、御自身で安否情報を被災者への物資などの支援拠点となるお近くの避難所までお申し出いただけるよう、あらゆる広報媒体を活用して周知する必要があると考えております。

また、他市の事例では、保健師や社会福祉協議会が中心となり、避難行動要支援者名簿等を活用して在宅避難者への把握に努めた例があり、避難者の健康状態を把握する観点からも、様々な主体が協力して対応するのも大変有効であると考えております。

今後は、避難所チェックインアプリや被災者支援システムなど、避難先で避難状況等を入力でき、集めた情報を集約するシステム等の検討も必要であると考えておりま

す。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

在宅避難者や車中泊避難者の把握が大きな課題となっていることが分かりました。現状では、様々な関係機関との連携の中で、避難者の状況把握をしていくこととなるとの答弁でした。

では、最後に、それらの関係機関との双方向の連絡体制、また、避難所と災害対策本部との双方向の連絡体制はどのように構築されているのでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

岸和田海上保安署や岸和田土木事務所、警察や消防といった防災関係機関との連絡体制につきましては、きしわだぼうさいきょうという名称の無線網を整備しており、平時から月に1度、無線を用いて連絡訓練を行っております。

また、各指定避難所と災害対策本部との連絡体制につきましては、移動系防災無線、ハザードトークにより、停電時であっても通信が可能な体制を取っております。現在、200台のハザードトークを所有しており、指定避難所をはじめ、災害時拠点病院等へも配備しております。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

過去の教訓を踏まえ、被災から時間がたっても十分な生活環境が整わなかったということにならないように、体制を整えていただくことを要望し、この質問を終わります。

○烏野隆生議長

次に、反甫議員。

(11番 反甫旭議員登壇)

○11番 反甫旭議員

11番、きしわだ未来の反甫旭です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

まず1つ目の国や大阪府への要望活動についてお尋ねいたします。

佐野市長の就任以来、多方面に要望を行っている中でお聞きしますが、大阪府議会議員団の各会派を通じた要望活動について、具体的にどのような流れで行っているか御説明をお願いいたします。

続いて、2つ目の日本一のスポーツのまち岸和田についてお尋ねします。

本市では現在、児童生徒数が減少しており、学校が小規模化することによって教育環境にいろいろな課題が生じていると考えます。その中で今回取り上げる課題は、中学校の部活動の環境についてです。本市では、令和5年度から国の実証事業として、運動部活動の地域移行の取組を進めていますが、今年度の取組について御説明ください。

続いて、3つ目の校区別の児童数の増減について、放課後学童保育、いわゆるチビッコホームの課題を中心にお伺いいたします。

近年、本市におきましては、丘陵地区のゆめみヶ丘岸和田のまちびらきや、東岸和田駅付近での宅地開発、高層マンションの建設も進められており、こうしたエリアでは子育て世代の家庭が多くいます。子育て世代が多く暮らすということは、小学生のお子様を育てる家庭が多い。それが放課後には学童保育を利用したいと思う家庭が多くなっていると予想いたします。これらの校区でのチビッコホームの入室状況について御説明ください。

続いて、4つ目の市民病院のあり方についてお尋ねいたします。

令和7年6月の第2回定例会において、持続可能な地域医療提供体制を確保していくため、経営形態の見直しについては、これまでの経過やこれからの日本の医療の在り方を踏まえつつ、慎重に判断していくとの施政方針がありました。

まず、市長にお伺いいたします。経営形態の見直しに関して、その後の進捗状況についてお答えください。

また、先日、市長主催での今後の日本の病院についての講演会に参加させていただきました。地域医療構想をしっかりと進めていくべきとの内容でした。今回、市長がこの勉強会を開催された意図と目的を教えてください。また、勉強会を受けてどのように感じているのか、地域医療構想はすぐに実施するのは難しいと思いますが、市長としてどのように行動していく予定があるのかお聞かせください。

最後に、5つ目のSNSの活用についてお尋ねいたします。

まず、市の公式LINEについてですが、以前は新型コロナウイルス関連で活用されていたと認識していますが、市公式LINEのこれまでの経緯と現在の運用状況について御説明ください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降は自席にて一問一答方式にて再質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

御質問のうち、総合政策部からは2点御答弁させていただきます。

まず質問の1. 国や大阪府への要望活動についてでございますが、例年行っている国及び大阪府への要望として、実際、面談

で御対応いただいていますのは、自由民主党大阪府議会議員団の大阪府当初予算に対する要望に係る説明聴取会と、公明党大阪府議会議員団の大阪府政に対する意見、要望についての政策要望懇談会と、大阪維新の会大阪府議会議員団の大阪府政に係る市町村の諸課題についての意見交換会でございます。また、別途、民主ネット大阪府議会議員団からは、市町村行政において直面している重点課題についての照会があり、こちらは文書で回答しております。

国への要望につきましては、自由民主党大阪府議会議員団を通じて、令和8年度国家予算に対する要望として行っております。

このことに先立ち、庁内各課へ要望の有無を照会し、大阪府市長会などで他の自治体と共通する内容は除き、本市独自の要望を取りまとめ、対象事業の内容や進捗状況等を担当課に確認した上で、庁内の政策決定会議を経て、各会派の大阪府議会議員団へ正式に提出しているところでございます。

続きまして、質問の5. SNSの活用についてでございます。

議員御説明のとおり、コロナ禍におけるワクチン接種対応のために市公式LINEの運用を開始したという経緯がございます。今年4月1日からは、市政情報やイベント情報、有事の際の災害情報などを広く発信するための手段として運用を開始しております。

また、市公式LINEに新機能追加のリニューアルを実施し、ごみ出し曜日をお知らせするリマインド機能や、道路、遊具などの損傷報告、最寄りの開設中の避難所までの経路をナビゲートする機能など、市民生活に役立つ機能を盛り込んでおります。

なお、LINE友達数でございますが、議員に報告させていただいた8月19日時点における数は4万7372人ですが、直近の昨

日の時点での8月26日における数としましては、4万7411人でございます。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

次に、御質問の2、日本一のスポーツのまち岸和田における中学校の運動部活動の取組につきまして、生涯学習部より御答弁させていただきます。

中学校の運動部活動の地域移行につきましては、今年度が3年間の実証事業の最終年度となってございまして、中学校の校区の枠を越えた複数校による合同クラブ活動等を実施する予定でございます。

具体的には、令和7年9月から12月までの期間におきまして、主に土曜日になるんですけども、総合型地域スポーツクラブでございますNPO法人FC岸和田に委託させていただきますまして、桜台中学校と久米田中学校がダンスのクラブ活動を、そして、桜台中学校と葛城中学校がサッカーの部活動を、それぞれ合同で実施する予定でございます。また、総合型地域スポーツクラブでございますNPO法人スポーツクラブディアマンテにも委託させていただきますまして、桜台中学校と北中学校が陸上の部活動を実施する予定でございます。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

御質問の3. 校区別の児童数の増減につきまして御答弁いたします。

チビッコホームの入室状況につきましては、まず、ゆめみヶ丘岸和田の校区となります山直南校区ですが、チビッコホームは1クラス50名で開設しております。今年初めて定員を超えたお申込みがございまして、4月時点で11名が入室待ちとなっております。

次に、東岸和田駅付近では、旭校区は2クラス100名で開設のところ、5名の入室待ちが、太田校区では同じく2クラス100名のところ、23名の入室待ちとなっております。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

まず、経営形態の見直しに関する進捗状況についてでございます。

本市民病院につきましては、これまで持続可能な地域医療の提供体制を確保していくことを最優先に、経営の健全化や医療機能の充実に取り組んでまいりました。経営形態の見直しにつきましても、拙速な判断は避け、これまでの経過や国における医療制度改革の方向性、地域医療構想との整合性を踏まえ、専門的な知見や市民の皆様の声を十分に伺いながら、引き続き慎重に検討を進めているところでございます。

次に、私が主催いたしました、今後の日本の病院についての勉強会の意図と目的についてでございます。

この勉強会は、国が進める地域医療構想や病床再編の動きが加速する中で、岸和田市民病院が将来にわたってどのような役割を担うべきか、その方向性を共有し、考える機会を持つために開催したものであります。単に経営形態の議論にとどまらず、これからの日本の医療制度や地域の医療ニーズを学び直すことで、持続可能な市民病院の姿を模索することが目的でございました。

また、勉強会を通じて改めて感じましたことは、地域医療構想の実現は短期間で達成できるものではなく、関係機関との調整や市民理解の醸成など、多くの課題があるという点がございます。しかしながら、少子高齢化が進む中で、地域に必要な医療を将来にわたり守り抜くためには、避けて通

れない課題であるとも認識いたしました。

そして、現在、岸和田市民病院の経営形態について様々な議論が行われております。しかしながら、私が最も重要だと考えているのは、経営の仕組みそのものよりも、まず、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制を構築することです。御承知のとおり、市民病院は全国的にも厳しい状況にあり、経営が衰退している例も少なくありません。民間病院においても努力を重ねながら、よい医療を維持しようと尽力されております。

今後、岸和田市においても、地域全体での医療提供体制をどう確保していくのかが大きな課題となります。そのためには、市民病院と民間病院が互いに役割分担しながら、地域医療を支えていく必要があります。ただし、現実には医局との調整が存在し、診療科ごとの人材配置や連携を柔軟に調整することが容易ではありません。果たして1つの病院で全診療科をそろえることが本当に最善なのか、それとも地域の病院同士で役割を分担するほうがよいのか、ここをしっかりと議論し、合意形成していくことが求められます。

また、市民病院を現状のまま維持すること、あるいは地方独立行政法人化したとしても、医局との調整が存在する限り、真の意味での地域医療構想は実現できないことも見えてまいりました。したがって、経営形態の議論はもちろん必要ですが、それ以前に、地域全体でどう医療を守り育てていくのか、市民の皆様が安心して届けられる体制を構築するのか、この点を最優先に据えて検討を進めてまいります。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

それぞれ答弁ありがとうございました。

また、市長におきましても市民病院の在り方について長く答弁いただきましてありがとうございます。

市民病院から質問したいところですが、通告順に従いまして再質問させていただきます。

要望活動について、先ほど府議会議員団への要望について御説明いただきました。私もできる限り、毎年、自民党の府議団に対する説明聴取会には同席させていただいて、その活動を見ているところなんですけれども、毎年同じような要望をしている中で、なかなか進んでないところも多いのかなと思うんですが、先日の要望の中でも、項目の中で木材コンビナートの貯木場の埋立てのことで泉州山手線の整備に関して要望があったんですけども、この2点の事業の進捗状況はどうなっていますでしょうか。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

御質問の1の国や大阪府への要望活動のうち、木材港地区貯木場に関する御質問について御答弁申し上げます。

遊休水面となっている木材コンビナート地区の貯木場を埋め立てて、新たな産業用地を創出いただけるように大阪府に働きかけを行っているところでございます。具体的には、木材港地区貯木場における新産業拠点の創出についてと題して、埋立造成の事業化と埋立て後の新産業、先端産業を中心とした新たな産業団地の創出、企業誘致をお願いしているものでございます。

これまでの継続した要望により、昨年度から、府において埋立ての検討に係る予備調査として環境影響評価、アセスメント調査に着手され、今年度はさらに埋立て規模を決めるための測量、土地調査、予備設計調査等に着手いただき、必要な経費を予算

化いただいているところでございます。正式な事業化の決定には至っていないものの、着実に進捗しているものという認識でございます。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

続きまして、泉州山手線につきましては、大阪府が事業主体となり整備することとなっており、本市の山直工区についても、地元や市が取り組む区画整理などのまちづくりの具体化を条件に、大阪府都市整備中期計画に掲載されました。その後、大阪府は山直東地区のまちづくりの進捗に応じる形として、令和6年1月に事業実施の対応方針を公表してございます。

大阪府では、既に令和6年度より事業の準備段階として橋梁等の予備設計や測量、土質調査に着手しており、今後の動きとしましては、本年度から道路や橋梁等の詳細設計を行う予定としております。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

2つの事業についての進捗状況の御説明を頂きましたが、僕が要望活動を聞いていの中で、木材コンビナートの件につきましては、過去よりは進んでいるということなんですけれども、結局その話の中でもあったように、土砂の調達にめどがつかなければなかなか進まないの、着実に進捗しているという御答弁がありましたけれども、ゴールをどこに持っていくかがやっぱり大事だと思うので、達成するまでしっかりと要望してほしいところなんです、国及び大阪府への要望でもっと大阪府なりに何を求めていくのか、明確にする必要があるのではないかと思っているのですが、この点についてお答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

例えば、先ほど答弁にありました泉州山手線の整備につきましては、約20年前から毎年根気よく要望を続けると同時に、府や市の関係者が数多くの協議を行い、沿線や地元の関係者などの御理解、御協力により、今年度からは、道路や橋梁等の詳細設計を行う予定とお聞きしております。このように継続的な取組と要望を続けた結果、事業が動き出したと理解してございます。

国、府、市が財政的に厳しい状況が続いている中、それぞれが単独で事業を実施することが困難になっている状況に鑑みると、国や府への要望活動など様々な機会を捉え、コミュニケーションを取り、情報収集や協働していくことが今後さらに重要になってくると思われます。

本市の施策実現に向けて、事業が少しでも進展するよう、市長、副市長をはじめ、関係部長と共に施策実現のためのすり合わせや調整を行いながら、今後も積極的に要望活動を行っていく所存でございます。あわせて、他市要望事例などについても参考に、本市に適した要望手法の在り方についても調査研究してまいります。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

ぜひともよろしくお願いいたします。昨年僕が他市の要望活動を傍聴する機会があったんですけども、そういう他市の事例も参考にしながら、いろいろと水面下でやり取りはしていただいていると思うんですけども、やっぱりその場で、特別職をはじめ、熱意を持って要望することが大事だと思うので、この岸和田市がこういうふうな課題があって、それを府なりに求めているとい

うことを強く今後も要望して、この事業の達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、この質問を終わります。

続いて、スポーツについて再質問いたします。

今年度の取組について、合同クラブを実施すると御答弁いただきました。小規模な中学校などで部員数が足りず、試合ができないクラブについて、合同クラブを実施することは非常に重要な取組であると考えます。本市でも、部員数が少ないため試合ができないクラブや、休部、廃部になるクラブもあると聞いています。そういったクラブや生徒のためにも早急に合同クラブを実施していく必要があると考えますが、合同クラブの必要性や実施した場合の課題について御答弁ください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

議員御指摘のとおり、部活動の地域移行について、複数校による合同クラブの実施は重要な取組の1つであるというふうに考えてございます。合同クラブを実施することで、生徒の興味や関心がある部活動の選択肢が広がるだけでなく、クラブの人数が増えることで、より質の高い練習ができるようになるというふうに考えているところでございます。

一方で、活動場所が校区外になる生徒も生じるため、移動の負担をどのように減らすことができるのかであったりとか、移動時の安全確保が課題というふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

合同クラブの必要性や実施した場合の課

題について御答弁いただきました。合同クラブについては、できるだけ早期に取り組んでいただきたいと思います。今後の地域移行の取組について御答弁ください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

今後の地域移行の取組につきましては、まずは3年間の実証事業で浮き彫りになりました課題を解決していく必要があるというふうに考えてございます。

これまでの取組を踏まえて見えてきた課題なんですけども、生徒、保護者の理解促進であったりとか、学校関係者との協議調整のほか、指導者の量的・質的確保や安定的な財源の確保等となっておりまして、

今後、これらの課題の解消に向けまして、スポーツ協会や地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体をはじめ、学校関係者でありますとか関係各課で構成されます協議会を設置いたしまして、本市の基本方針や、それを具体化する推進計画の策定につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

この件について、僕が市民から頂いたお声で、中学校に行ってもやりたいクラブがなくて子供がかわいそうだというお話からこういう質問をしているわけなんですけども、なかなかいろんな課題があって、地域移行も国の方針がなかなか定まらない中で難しいところがあるのと、学校の適正配置なり児童数の減少なりで部活動自体の数が多分少なくなっているという問題もある中で、今、例えば小学校で一緒にサッカーをやっているけども、片やこの中学校に行けばサッカー部があるけど、自分の通う中学校に

はクラブがなくてというお話があって、それが友達同士で通う学校によって差があったりしても残念ですし、小学校からやっていたスポーツができなくてほかのスポーツをするということも残念に思いますので、今、過渡期だとは思いますが、早急に実証事業の課題を解決するなり、実証事業の結果を待たずに、今からでも進めていってもらえるところは進めていってほしいと思いますし、やっぱりスポーツ日本一のまちと掲げるのであれば、子供たちが気軽に部活動なりスポーツできる環境を整えていってもらうことをお願い申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

続いて、チビッコホームの再質問に移りますが、先ほど申し上げたゆめみヶ丘岸和田であったり東岸和田駅周辺のような大きな開発は、若い子育て世代を呼び込む大きな契機となりますが、先ほど御答弁にありましたように、チビッコホームに入れない待機児童も増えてしまっている現状にあります。待機児童を解消するに向けてどのような課題があるのかお聞かせください。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

チビッコホームの待機児童解消に向けての課題といたしまして、大きく2点ございます。

まず、チビッコホームは小学校内に専用の教室をお借りして開設しておりますが、どの学校でも配慮の必要な児童のための支援学級や通級学級が複数設けられておりまして、チビッコホームに適した余裕教室が不足しております。一部の校区では経過的な措置といたしまして、プレハブ教室で開設しているところもございますが、プレハブ建設には学校敷地の制約があり、多額の建設費用が必要となります。

2点目といたしまして、従事する支援員が不足していることです。毎月のように募集を行っていますが、応募者が少なく、また、退職者もいますので、欠員の解消にまでは至っておりません。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

待機児童の課題については理解いたしました。対策といたしまして、需要の高い夏休み期間中だけでも開設できる臨時ホームを、旭校区に続き、今年度から太田校区でも開設されたと伺っております。各校区の児童数については、就学前児童数の推計などから、ある程度事前に推測できるものであると思います。山直南校区のように、この先、入室希望者が増えるようなところでは、1クラスだけのチビッコホームではまた待機児童が発生することが考えられますので、あらかじめ需要に応じた対策を講じられることと、結局、待機児童が出てしまうと、1年生なり2年生の低学年でも、特に1年生だと思いうんですけど、漏れていて後で気づいて申し込みたいけど待機になるということがあるので、その辺り、漏れないようなアナウンスもしっかりとお願いしてほしいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、市民病院のあり方について市長から御答弁いただきましたが、市民病院事務局にお尋ねいたします。

持続可能な地域医療提供体制を確保していくために経営形態を見直すことと、将来的な医療需要を考えて地域医療構想を進めることは、それぞれ別の課題であり、考えていく枠組みが違っていると考えるんですが、市民病院として経営形態の見直しと地域医療構想を同時並行で進めることができると考えていくのか、また、どのように進めて

いくのがいいと考えているのかお聞かせください。

○烏野隆生議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

地域医療構想は、高齢化や人口減少などの社会変化を踏まえて、都道府県知事の権限において、医療圏ごとに今後の医療需要を見据え、必要となる病床数や医療機能を集約するなど、地域における医療提供体制の在り方について考え、地域医療の将来像を示していくものであります。

岸和田市は、高石市以南8市4町を含む泉州二次医療圏に属しておりまして、医療圏内の病床を有する59の医療機関全体で、今後の医療需要に応じた医療機能の集約などを検討していく必要があります。平成26年の医療法改正によりまして、取組が進められているところでございますが、泉州二次医療圏の医療需要として、高齢者人口が多いため、入院患者数は2035年までは増加する見込みでありまして、将来的な不確定要素が大きい中、検討には時間を要すると考えております。

一方で経営形態の見直しに関しましては、新興感染症への対応や医師の働き方改革など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、市民病院がこれまで公立病院として果たしてきた医療機能を引き続き提供していくために、より迅速かつ柔軟な経営判断が求められることから、早急に進める必要があると考えております。

したがいまして、地域医療構想は地域の医療機関などと一緒に一定時間をかけて検討するとともに、経営形態の見直しに関しましてはこれまでも検討してきましたが、地域医療構想を見据えつつ、今後の市民病院の在り方について再び議論を行うなどの方法で進めていくほうがよいと考えており

ます。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

もう1点、お尋ねしたいんですが、市民病院の現在の経営形態は地方公営企業法一部適用となっておりますが、府内の公立病院の経営形態の状況についてお聞かせください。

○烏野隆生議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

まず、大阪府と大阪市は複数の病院を地方独立行政法人として運営しております。その大阪府と大阪市を除いた府内の公立病院は16病院ありまして、地方公営企業法一部適用が1病院、全部適用が7病院、地方独立行政法人が4病院、指定管理が4病院となっております。令和5年度までは一部適用の病院が2病院でしたが、藤井寺市民病院の閉院によりまして、府内の一部適用は現在当院のみとなっております。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

府内の状況については理解いたしました。

最後に副市長にお尋ねいたしますが、市民病院については、地方独立行政法人化を進めることとして、今年4月に法人移行準備課が設置され、組織として地方独立行政法人に移行する準備が整えられています。しかしながら、経営形態の見直しについては慎重に判断していく必要があるとのことで、地方独立行政法人化を進めるのか、止めるのかといった具体的な方向性が示されていない状況が続いています。

地方独立行政法人化を進めていくことが明確ではない状況の中、法人移行準備課を残しておく必要がないのではないかと考え

ますが、現在も法人移行準備課が残されたままになっていることについて、組織をどのように考えているのか、また、今後の市民病院の経営形態をどのように進めていくおつもりなのかお聞かせください。

○烏野隆生議長

岸副市長。

○岸勝志副市長

経営形態の見直しは、市民の皆様にもっとしっかりと医療を提供することを目指しており、これまで検討してきた経過や市立岸和田市民病院経営強化プランの検討結果を踏まえながら、慎重に判断する必要があると考えております。現時点において、法人移行準備課については既存のままとしておりますが、課の存続の可否については、市民のための公立病院として市民の皆様に充実した医療を提供できることを第一に考え、状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

私も、今までの岸和田市の医療の経緯というか歴史の中で市民病院の果たしてきた役割は大きいし、必要であるということはもちろんなんですけども、いつ判断するのかも分からないし、市長のお話から、医療を取り巻く状況が複雑で、また、いろんな課題があるということは分かるんですけども、地域医療構想は進めていかないといけないという思いは一緒ですが、不確定な要素も多い中なのと、この経営形態の見直しについては短期的な課題だと思いますので、しっかりと早く、いつをめどに決断するか等も含めて、スケジュール的なことを早く示していただくのと、今の組織が残ったままとなっていることは矛盾していると思いますので、その点も検討していただくこ

とを要望いたしまして、この質問を終わります。

最後に、SNSの活用についてお尋ねいたしますが、先ほどの御答弁からLINEの友達数も約4万8000人ということで、非常に多く、どれだけ市内の方か市外の方か分かりませんが、市内の方が多く登録されていることが予想されます。今までもほかのアプリできしるとかを運用していたと思うんですけども、なかなかほかのアプリをダウンロードして利用するというのは難しいと思いますので、こういう多くの市民が利用しているLINEを積極的に今後も進めていってほしいと思います。

また、LINEについては、情報発信の手段だけではなく、様々な便利機能を附帯できるという特徴があります。例えば、高齢化や人手不足など課題が浮き彫りになっている町会・自治会の活動などにこうした機能をうまく活用し、負担軽減を図れないものかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

町会・自治会におけるLINEの活用は、負担軽減に有効な手法の1つであると認識しております。LINE活用に対する捉え方は、町会・自治会によって様々ございます。市としては、LINE活用に関する情報発信を充実させていくほか、相談があった際に適切にサポートできるよう、調査研究を続けてまいります。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

引き続き調査研究を進めていただきたいと思います。また、ほかのSNSに目を向けてみますと、市の公式のインスタグラ

ムにここ最近、力を入れて発信されていると思いますが、ある動画では4万回以上の再生回数があり、効果も小さくないものと考えます。この市の公式のInstagramの投稿の狙いやターゲットなどについて教えてください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

Instagramは、写真や動画を用いて、文字情報だけでは伝わらないまちの魅力を感性に訴求することができます。そのため、本市公式Instagramでは、主に市内の風景、食や伝統、市が実施する施策や事業に関する情報など、閲覧者の興味、関心を喚起できる投稿を発信することにより、本市が持つ各魅力の認知度向上やイメージアップを図り、市内外の方々の本市に対する愛着心を醸成することを目的として運用しております。

また、Instagramは子育て世代をはじめとした若年層のユーザーが多いため、若年層への有効な情報発信手段として活用してまいります。

○烏野隆生議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

最後に要望させていただきますが、何万回も再生されていることもありますので、しっかりと市政の情報発信に取り組んでいただくのと、市の発信したい情報を流すのはもちろんなんですけど、受け手目線に立って、市民が求めている情報や、また、旭・太田こども園の内覧をしている風景の動画もあったんですけども、そうしたのを子育て世代の目線で発信すれば、地域の方なり子育てに力を入れているまちだという印象にもなっていくと思いますので、そういう点を要望いたしまして、今回の一般質

間を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午後1時再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。（発言する者あり）

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

事業常任委員会における視察中止を独裁で決定した来原委員長、京西副委員長に対し、説明と謝罪を求めるにつき動議を提出いたします。なお、賛同者は来原、京西両議員がざんげとして行うと考えます。

○烏野隆生議長

今の動議に対して賛成の議員はおられますか。

いてないので一般質問に入ります。

京西議員。

（21番 京西且哲議員登壇）

○21番 京西且哲議員

議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。議員各位には、しばらくの間、御静聴賜りますようよろしくお願い申し上げます。市長はじめ理事者の皆様には、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

岸和田市シティセールスプランは、平成27年度から5か年計画で策定され、市のイメージを向上させることを目的に取り組んできましたが、課題としている人口減少に歯止めがかからないとして、令和2年に岸和田市シティセールス方針、今後の方向性を明らかにし、プランの取組を継続することになりました。

しかし、全ての自治体がシティセールス事業を実施していることを考えれば、他市と同じような事業の繰り返しでは岸和田市の魅力をアピールすることにはならないと思います。今後は、市民の意見を聞き、一緒に育ててきた岸和田市のシンボルである市の花、市の木をもって、その花や樹木が

好きな人に向けたシティセールスを行うべきと考えております。

これまでの市制施行の周年事業では、岸和田市が歩んできた歴史と併せて、その時代ごとの様々な岸和田市の姿を知る機会となり、改めて先人の努力に敬意を表するとともに、今の自分たちの責任を再認識する機会でもありました。

そして、その式典に花を添えてきたのが市の花であります。市民と喜びを共有してきたこととなります。しかし、日常を見たときに、まちは落書きだらけの姿でありませう。周年事業のように特別な事業だけではなく、日々の行動からまちのイメージを改善していくべきと考えております。

皆様の御理解と御賛同を頂ける質問になればと思っております。それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず1問目、市の花はバラということは、皆さん御存じかと思ひます。そして、岸和田市の新品種で、岸和田市のバラの愛称として、だんじり囃' 02を制定いたしました。この普及については、市制施行60周年の昭和57年、1982年に、市民の意見により市の花をバラと制定し、市制施行80周年の周年事業においては、平成14年に新しい品種の愛称をだんじり囃' 02と定めました。そして、そのときには、公共施設などに市の花、バラを植え、市民と一緒に普及していくと宣言いたしましたが、現実では実際の実施状況が確認できないので、まずはその現状を御説明ください。

2問目、市制施行、周年事業についてお尋ねいたします。

市制施行100周年の2022年、令和4年に実施されました第31回ばら制定都市会議を本市で開催いたしました。が、次期周年事業の実施時期と、そのときにおける市の花による市のイメージづくりについて御説明くだ

さい。

3点目、ばらサミット i n きしわだ2022についてお尋ねいたします。

第31回ばら制定都市会議の誘致経過と加盟都市との交流及び他の自治体が主催するばらサミットへの本市の参加状況について御説明ください。

もう1点、ばらサミット i n きしわだ2022の事業内容と事業費用について御説明ください。

以上、答弁よろしくお祈り申し上げます。以降の質問は自席にて行ひます。まずは御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

「市の花」による市のイメージ向上についてのうち、市の花「ばら」、愛称「だんじり囃' 02」の普及について御答弁申し上げます。

市制施行80周年以降、バラは中央公園にも植えられ、現在でもまなび中央公園にバラ園がございます。また、令和3年から令和7年3月末までは、岸和田市ふるさと寄附の返礼品のだんじり囃' 02の鉢植えを選んでいただいた御寄附として、令和3年度には7件ございまして、9万1000円の御寄附を、令和4年度には22件で28万6000円、令和5年度には19件で24万7000円、令和6年度には12件で15万6000円の御寄附を頂き、バラを岸和田市外の方にもお届けしてまいりました。

また、市のイメージとしての市の花、バラの普及として、市制施行100周年の際には、議員御指摘のばらサミット i n きしわだを開催し、岸和田市市制施行100周年の記念誌、未来に繋ぐ100年のバトンの中で市の花の御紹介をさせていただいておるところでございます。それにより市民の皆様にも認知いた

だけではないかと考えております。

続きまして、質問2の市制施行、周年事業についてでございます。

次期周年事業の実施時期は、現在は未定でございます。候補といたしましては、市制施行110年、125年、150年などが考えられるかと思います。市の花による市のイメージづくりといたしましては、市制施行100周年の際に、先ほど申しました、ばらサミットinきしわだが開催されました。今後の周年事業における、ばらを主役にしたイベントの実施の有無については、関係部署とも協議し、検討してまいります。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

御質問の3、ばらサミットinきしわだ2022のうち、1つ目の第31回ばら制定都市会議の誘致経過と加盟都市との交流及び他自治体が主催するばらサミットへの本市の参加状況について御答弁申し上げます。

岸和田市では、市制施行100周年事業の一環として、ばら制定会議、通称ばらサミットを誘致し、2022年に開催いたしました。このばらサミットは、バラをテーマに加盟都市が集まり、市の魅力発信や交流を深める重要な機会であり、その実現までには様々な取組がございました。

まず、2018年の開催意向調査において、本市では市制施行100周年事業としてばらサミット開催の検討をしている旨を事務局にお知らせいたしました。しかしながら、その後、コロナ禍の影響で2020年の第29回伊那市大会が中止となりましたが、2021年2月に2022年大会の開催意思を表明し、2021年の第30回宇部市大会において正式に承認され、開催が決定いたしました。

加盟都市との交流といたしましては、本市でのばらサミット開催に当たり、前回開

催の宇部市や事務局の中野市に様々なアドバイスを情報提供を頂くことから始まり、参加市町村の担当窓口の職員とは綿密な打合せの中で様々な情報交換をすることができました。

また、開催当日は、イベントを盛り上げるための出店をお願いしたところ、参加市町村からは7市町村、また、加盟都市以外の近隣市からも3市に出店していただき、各ブースで名産品の販売や観光PRを行っていただくなど、参加市町村をはじめ、近隣3市とも有意義な交流を図ることができました。

また、他の自治体が主催するばらサミットへの近年の参加状況でございますが、悪天候により不参加となりました2023年の伊那市大会を除き、2021年の宇部市大会より、2024年の伊奈町大会まで参加いたしました。

続きまして、2つ目のばらサミットinきしわだ2022の事業内容と事業費用について御説明申し上げます。

本事業の内容につきましては、ばらサミット開催に当たり、主な準備作業といたしまして、参加意向の確認と取りまとめ、加盟する各市町村から紹介内容の提出依頼、そしてパンフレットの作成がございました。また、会場準備といたしまして、バラ園の手入れや大会に向けた施設整備を実施いたしました。さらに、大会当日は会場の設営や進行管理を行い、円滑な運営に努めました。

事業費用は約750万円で、費用の主な内訳といたしましては、パンフレットの作成、花壇設置作業、モニュメントの作成及び設置、バラ園の装飾、式典会場の装飾、後援会への謝礼、バラの苗木代となっております。

また、市内外の事業者から約340万円相当の御協力を頂きました。主な内容といたし

ましては、飲料品やベンチの提供、気球イベント費用や剪定費用の負担、ブース出展、駅やホテルの装飾について御支援いただきました。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

順次、再質問させていただきます。

まず、普及についてお尋ねいたします。
普及活動は、ばらサミット in きしわだ2022の開催と、市外の寄附者への返礼品として、この4年間で60鉢を届けているとの答弁でございました。しかし、公共施設への植栽については、市民と約束しているにもかかわらず答弁がなかったということなので、多分実施されていないということなのかも分かりません。

令和4年の市制施行100周年事業のばらサミットにおいても、式典会場の最寄り駅として、南海線の春木駅と和泉大宮駅に臨時にバラの鉢を1鉢ずつ設置されただけでありまして、岸和田市全体でばらサミットを盛り上げるというような機運には、そういった意味ではつながっていなかったかと思えます。

しかし、会場となったマドカホールとまなび中央公園については、大勢が来場されて、いい雰囲気で大会を開催されたことは私も記憶に残っております。

市民と一緒にバラを普及していくという活動は、これからも実施する方針なのかどうか、まずお尋ねいたします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

普及活動についてですが、企画課といたしましては、市の花がバラであることを周知していくことが業務であると考えております。そこで、庁内でもパンフレットなど

を作成する際に、バラを活用いただくなどの依頼をかけるなど考えてまいりたいと思います。実際のバラの花に関しましては、イベント等の際に主催する関係各課が判断するものと考えますが、バラの植栽も視野に入れ、検討するよう促してまいります。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

もちろん、いろんなところにバラのマークを入れていくというのは、それはそれでええんですけど、市内での普及活動とかといった部分は、それぞれの所管課が動くことになるんかも分かりますけども、しかし、シティセールス、市のイメージを上げていく、改善していく担当課としては、やはりもっと責任を持っていただいて、約束しているとおり、公共施設への植栽にも責任を持って取り組むべきと考えられますので、今後はよく担当課・部で協議していただきたいと思います。他の部局に促していく程度では、なかなか普及には至らないと思うので、改めてお願いしておきます。

私が一番求めているのは植栽による普及活動でありまして、その場合、植栽が可能となる公共施設、対象となる公共施設については、どのような施設があると思ってもらえるのかお答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

対象と考えられる公共施設でございますが、先ほどの答弁でお伝えいたしましたように、現在のまなび中央公園に植えられたというのが1点ございます。市としてバラを植栽するということになりましたら、関係各課と協議し、植栽が可能な公共施設を検討していくということになろうかと考えております。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

各課との検討、協議が必要ということであれば、ぜひ各課と検討する協議の場をつくってください。そこからスタートやと思いますので、植栽していかないという答弁ではなかったと思いますので、ぜひつくっていただきたい。

市制施行80周年のときに、そういう形で植栽しながら普及していくと約束しながら、そこから二十数年経過したけども、御存じのとおり、岸和田市内にバラの木は1本もないですよ。だから、そこはしっかりとやっていただきたい。

以前、多分、市制施行80周年の事業の後やったと思いますが、南海岸和田駅の東地区のロータリー、それと元産業会館、岸和田商工会議所の今のビルの前の花壇には、多分バラがあったように思います、私の記憶の中では。もうこれが全くないんですよ。担当課に聞くと、その当時は、ボランティアの方がバラの会というのをつくっていただいて、しばらくは維持管理されていたということのようにも伺いました。ですから、市民の中にはそういう動きをしたい、やろうという思いがあるようなので、ぜひそこをやっぱり担当課としてはキャッチして、バックアップする、一緒にやっていくということをぜひお願いしたいと思います。

そういう目で見えていくと、岸和田市に観光客を含めて、来岸者、人を受け入れていくとなれば、例えば、本市の二の丸広場観光交流センターの花壇であったりとか、これも、もう今、花壇を潰して砂利を入れていますよね。こういうところであったりとか、浪切ホールであったりマドカホールであったり、市役所の玄関の花壇であったり、庁内の受付のカウンターであったり、様々

使える場所があると思うんです。私が今提案したような形で、同じように思うのであれば、ぜひ協議の場を設置していただくことをお願いしておきます。

それともう1点、南海岸和田駅の東地区のロータリーについて話しました。このエリアについては、岸和田駅東地区景観まちづくり協議会が平成9年に設立されています。この団体の趣旨は、美しく魅力のあるまちをつくることによって、岸和田市の玄関口にふさわしく、住民が快適に生活できる、歩く人の視点に立ったゆとりや潤い、華やかさのあるまちづくりを目的として設立されております。

そして、平成18年からは花いっぱい推進プロジェクトを実施していただいております。これも確認しましたら、もちろん沿道の植え込みはそうなのですが、しかし、南海岸和田駅前のロータリーは含んでいないということなので、ですから、こういうことも含めて、地域の人ときちっと話のできる場、それは総合政策部広報広聴課がシェイプスを受け持っておるのであれば、ぜひ仲立してつないでいくということをお願いしておきます。

次に、植栽していくとなった場合に、施設所管課の了解をきちっと取らなければ手がつけれないということではないでしょうか。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

施設所管課の了解につきましては、施設所管課の管理する範囲に当たる部分に該当いたしますので、施設所管課との協議、了解が必要でございます。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

間違いなくそういうことやと思います。
その上でお尋ねしますが、シティセールス、市のイメージを向上させていく上で、市の花を活用した今後のアイデアをお持ちであれば御説明ください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

活用アイデアにつきましては、イベント時に飾る花、例えば生け花のような飾る花であるとか、植える花として花を選ぶ際には、バラをその選択肢の中に入れるなど、庁内で共有、周知を行うなどしていきたいと考えております。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

ぜひやってくださいね、責任者として。
私は、今、質問させてもらっていますけども、この場で終わるのではなくて、それぞれの担当課、施設所管課とまずは1回話をしてくださいよ。それで、植栽して普及していくという約束を市民としているんですから、これを1つずつでも実現していかなないと、この質問が終わったからそれでええわではあまりにも寂しいので、よろしくお願いしておきます。

続いてお尋ねします。市制施行、周年事業についてお尋ねいたします。

答弁では、今のところ具体的な協議で決定はしていないということです。答弁の中にありましたように、110周年あるいは150周年までということでした。そうなってくると、110周年はもう6年後でありますし、46年後の150周年までかなり長期にわたって視野に入れておられるんだと多分思います。その時々岸和田市の姿をどのように整えていくかというのは、その都度その都度市民の皆さんと話し合いをしながら

方向を決めていっていると思いますが、責任のある担当部局として市民との話合いの場、あるいは周年事業をいつ行うかみたいなところをぜひお答えいただきたいと思います。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

数十年の岸和田市の将来について考えていくには、総合計画と密接に関わりがございます。現在の総合計画の年数は12年周期で策定しておりまして、その際にも、12年より先の将来のことまで考えて、市民の皆様と話し合いながらつくってきたものでございます。例えば、市民アンケートや事業者、団体のヒアリング、市民とは40回にわたるようなまちづくり市民懇話会を実施するなど、まちの将来像や地域のまちづくりについてみんなで話し合い、言わば本市で活動するみんなで作ってきた計画でございます。

今後も総合計画を作成する際には、市民の皆様の御意見を聞きながら、岸和田市の将来についても考えてまいります。また、周年事業につきましても、90周年や100周年のときには、市民の皆様の事業なども含めて広く募集しておりますので、その中で、市民から市の花をテーマにした事業なども応募いただけるように、環境づくりとして、市の花がバラであるということをさらに周知してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

市の事業というのは、やはり計画がなかったら何もできないんですよね。計画があるから予算がついて、市の事業として実施していくということになるのは多分、皆さん御存じだと思います。

答弁でありましたように、総合計画は12年サイクルでつくっていつている。それはそういうことであって、しかし、今の答弁の中では、12年先も含めた岸和田市の姿というものを視野に入れながら市民と共に協議していくということもおっしゃってくれていました。

しかし、12年先、あるいは20年先とかという姿を求めるときに、日々の活動、日々の行政の動き、あるいは市民の動き、まちの姿、これらの積み上げであって、毎日、日常が楽しくなければ、12年後のその先の岸和田市のイメージも多分向上しないと思います。それが二十数年たっても岸和田市の中にバラの木の苗が1本もない、この姿やと思います。ですから、部長がそこまでおっしゃるのであれば、12年先、その先も含めた、その先に岸和田市のまちがどうなっているかということを確認に描いた上で、市民と話をしてください。そのように思います。よろしくお願いいたします。

次にお尋ねします。3番目の質問に移っていきます。ばらサミット in きしわだ2022について伺います。

答弁の中には、この開催において、民間事業者からも協力があつたとのこと。幾つか例を挙げていただきましたが、もう少し具体的に、どのような協力があつたのかお答えください。よろしくお願いいたします。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

民間事業者からの御支援につきましては、15社の事業者より御協力いただきました。内容といたしましては、イベント用の景品の提供をはじめ、熱気球イベント、駅内観光PR場所の提供、バラの剪定費用、イベントに伴う実演、講演、キッチンカー出店費用、苗木の購入費、また、加盟都市参加

者へのホテル宿泊補助及び玄関前にバラ2鉢の展示、飲料品、バラ園用のベンチ2基の設置等でございます。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

常に本市が言う、予算がないのでという、ここも絡んできますが、しかし、おかげさんで市内外の事業者からも約340万円の協力を頂けたということでございます。

ちょっと1つ、ありがたいなという話なんです。こういうイベントを開くと、市外からたくさんのお客さん、関係者が来ていただきます。その場合に、岸和田市の場合にはなかなかホテルがないんですよね。こういう答弁を頂いたので、私も私なりにいろいろと確認しました。私の地元の東岸和田駅前にホテルルートインが、ビジネスホテルの大きなクラスのものを造っていただいたんです。やはりこのホテルが、装飾であつたりとか、玄関前にバラの鉢を置いていただいたりとか、それと関係者の宿泊の補助をやっていただけということのようです。

今後、周年事業も併せて、いろんなイベントを岸和田市の中で打つとなれば、今のままの宿泊施設の状態では十分な対応ができない。ここも含めて、今後、岸和田市として宿泊施設の誘致であつたりとか、あるいは、いろんな形でのお客様を受け入れる体制をぜひ整えていただきたい、このように思います。民間事業者はそういう形で積極的にそれぞれのできる範囲のサポート、協力をしていただいたということがよく分かりましたので、よろしくお願いいたします。

次に、ばらサミット in きしわだ2022を振り返って、担当部としてばたばたであったように聞いています。この開催を振り返

って、もうちょっとこうしておいたらよかったとか、何か残念に思っていることがあれば、ぜひお聞かせください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

担当及び協力スタッフは、限られた人員及び予算の中、最大限の成果を発揮してくれたと思いますが、コロナ禍の影響もあり、準備期間が短かったことが残念であったと感じております。もう少し何かできることがあったのかなと思っています。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

やっぱり限られた予算、多分もっとあったらいろんなことができたのになということだと思います。それと人員ですよ。しかし、その中でしっかりと成果を上げていただいたと思っています。準備の時間がもっとあればよかったなという部長からの答弁もありました。そうやって考えていきますと、岸和田市外からたくさんの人に来ていただこうと思えば、それなりの準備に時間がかかるということでございます。ですから、このばらサミット in きしわだ2022の誘致についても、さきの答弁にありましたように、そんなに十分時間がなかったということでございましたから、できるだけ周年事業も含めて、いろんな行事は早い段階で決定していただきたい、このようにお願いいたします。

次に、中央公園に、そのときにバラ園を設置していただきました。現在、その維持管理はどのように行っているのか御説明ください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

中央公園のバラ園の維持管理につきましては、現在のところ、指定管理の中で中央公園の花壇の一部として維持管理をお願いしております。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

中央公園の中にはたくさん樹木、花があります。せっかくバラ園を造っていただいて、管理していただくということです。特別なことということではないんですが、やはり市の花という位置づけであれば、年間を通じたきちとした日常管理が必要かと思っています。

これはお願いですけれども、先ほどの話にありましたように、岸和田市内の公共施設を中心にバラの苗を植えることが実現してくれば、公園の中だけではなくて市内全体のバラの維持管理が発生していきます。そうなってくると、公園の一带の指定管理の業務ではなくて、バラを維持管理するための業務というものを今後立ち上げるべきではないかなということを私は思いますので、今後のその動きと併せて、ぜひ検討していただくようお願いいたします。

次に、中央公園のバラ園、咲く時期もありますので、ここを使ったイベント、何か計画があれば教えてください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

現在、イベントの計画はございませんが、春、秋の開花時期は多くの公園利用者に御鑑賞いただいております、より効果的な活用方法について、検討の必要性は感じてございます。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

多分、春、秋の時期は大勢が鑑賞に来ておられます。中央公園については、朝の時間帯であったりとか夕方の時間帯であったりとか、たくさんの方がウォーキングであったり、ランニングであったり、ジョギングだったりをされています。そう考えていきますと、年中何かをしておけというのは難しい話なんです、やっぱりバラの咲く時期に合わせて、前回の事業常任委員会でもお話ししましたが、それに合わせたイベント、キッチンカーに来てもらうなり、あるいは花を売るテントを設置するなりとか、そういう形で、来られた方が楽しく過ごせるようなイベントをぜひ今後は企画していただきたいと思います。

新たに、例えば施設を造ってしまうと、建物の維持管理で時間と労力がかかります。そうでなくて、季節ごとのタイミングでイベントを打っていく、簡易な形でイベントを打つということをぜひ、今であれば指定管理者としっかりと話していただいて、実施していただくようによろしく願いいたします。

次に、お尋ねします。次の周年事業は未定とのこと。提案ですが、再度ばらサミットを誘致することも1つのイメージアップにつながると思いますが、それを誘致するという考えはございますでしょうか。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

ばらサミットの開催には、相当な労力と時間が必要となります。また、開催の誘致におきましても相当な準備期間が必要であります。次の周年事業でのばらサミットの誘致につきましては、全庁的な取組である周年事業の方向性を踏まえ、関係部署と協議し、検討してまいります。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

先ほどの答弁で準備期間が短かかって残念でしたという話がありました。ばらサミットを誘致している自治体の過去の事例を見ていくと、大きいというか、熱心に行っているところはもう今までに4回の誘致、あるいは3回で来年開催する、これで4回。2回開催しているところがまた数市あります。こう見ていくと、本市も、いつかは別として、残念に思っている気持ちがどこかに残っているのであれば、もう1回挑戦する、誘致するということをやっていただきたいということをお願いしておきます。

もう1つ、本市には中央公園と大阪府の蜻蛉池公園があります。蜻蛉池公園も広大なバラ園があります。ここも同じく季節にはローズフェアを開催してくれています。こうやって見ていくと、中央公園、岸和田市と、蜻蛉池公園、大阪府が協力して、もう1つ上の、世界40か国が加盟する世界バラ会議、これは3年に1回開催しておるんですが、これの誘致に、例えば市制施行150周年ぐらいをめぐって誘致に挑戦していくというのはどうかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

本年度、広島県福山市において世界バラ会議が開催されました。議会の時期と重なる可能性があったため参加はできず、内容については詳しくは把握できておりませんが、ばらサミットよりさらにハードルの高い世界バラ会議の誘致への挑戦となると、所管課での対応は難しく、組織的な取組が必要であると考えます。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

ハードルが高いと言っても、今から諦めるのはちょっと早いと思います。私は、こういう世界的なイベントとか全国的なイベントに挑戦していく、誘致していくというのは、多分、これからの若い職員、岸和田市の将来を担う子供たちが夢を持てることになると思うんです。しんどいけども、職員の皆さんの中には、ぜひこういう苦勞をしたい、こういうことを成功したいということを考えている職員はたくさんいると思います。ですから、幹部が、ハードルが高いので無理ですわという思いはあまり持たんといてほしい。

もちろん総合政策部もそうなんですけども、全ての課が絡んでくる話ですけども、そこをあんまり早く諦めずに、可能性に挑戦していく、それをやっぱり職員と共に考えていく。実現できれば、よかったという、この喜びを共有するみたいなのところをぜひ、多分、今の岸和田市には欠けている部分かなと思ってるので、よろしく願いいたします。

最後、まとめます。市の花、バラのPR月間のようなものをぜひ設置というか指定すべきだと思っています。その時期に合わせて、いろいろなバラフェアなり、そういうものを開催していただくと、もっと楽しくてにぎやかな、よそからいっぱい来てくれるようなまちになるのかなと思っていますので、ぜひ検討してください。

1つ参考例を挙げますと、宝塚市が24回ぐらい開催して、24年間やっているんですけども、宝塚オープンガーデンフェスタというのをやっているんです。これは何かというと、もちろん行政もやるんですけども、それぞれの家庭が、自分で育てた庭、花を一般の人にまち歩きしながら見てもらう、こういうフェスタをやっているんです。市

内に70か所ぐらいあって、順番に巡っていくんです。できるところは、家の方が庭を見ていただいたお客さんをおもてなしする、こういうまちづくりをやっているんです。ぜひ岸和田市もそんなことも1回視野に入れて考えていただきたいなと思います。

それともう1つ、神戸市が企業に出資をお願いして、それぞれの交差点の角に花壇を造って、これはスポンサー花壇という名前でやっています、企業の出資で、お金でまちの景観をつくっていく、独自の花壇を作っていく、こんなやってますわ。1回こんなのも参考にしていきたい。

面白いなと思ったのは、その横に同じように神戸市のこうべ木陰プロジェクトというのがあって、信号待ちで暑いけども、その横に木があって、陰になっていて涼しいみたいな、こんなこともまちの景観をつくる上でのプロジェクトとしてやっているの、ぜひ参考にしてください。

岸和田市がシティセールスをかけながら、よそから人が来てくれる、あるいはここへ移り住んでくれる、将来に夢を持てるようなまちになるように、それぞれの担当課の責任ではなくて、やっぱり一緒になって、まずは話し合う場所をつくっていただいて、岸和田市の将来像というものを、議会もそうなんですけども、一緒に考えてつくっていただきたいと思っています。そういう思いで今回質問させていただきました。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○烏野隆生議長

次に、殿本議員。

(10番 殿本マリ子議員登壇)

○10番 殿本マリ子議員

にじの会の殿本マリ子です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者各位にお

かれましては、私の質問の趣旨をお酌み取りいただき、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。議員各位におかれましては、今しばらく御静聴賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、今回2問質問させていただきます。

まず1つ目は、高齢化社会の問題への対応について、2つ目は、出産と産後ケアについてです。

それでは、まず、高齢化社会の問題への対応について御質問させていただきます。

現代では、御高齢の御夫婦だけで生活していたり、お1人で生活している方が増えてきています。私の地区においても、若い世代と同居している方が少なくなっています。また、若い方でもお独り暮らしの方も増えてきています。高齢になると体力も衰え、買物や通院といった日常の用意などができなくなり、また、病気や認知症を患うとどうしたらよいかという問題が出てきます。

家族がいれば、それに対しての処置をしてくれますが、独り暮らしや高齢な御夫婦の場合にはどうしたらよいか分からないと思います。御近所のほかに頼るところがあれば、いろいろと協力してもらえますが、なかなか他人の家族に踏み込んでまではできないことがたくさんあります。

こういうときに介護を受けていれば地域包括支援センターが協力してくれますが、そういうことがない限り、手助けしてもらうことは難しいです。急な入院や手術または高齢者施設への入居などの場合、身元保証人が必要となり、高齢者の御夫婦で生活している方や独り暮らしなどの方はとても困ることでしょう。こんな状況になる前に、あらかじめ準備しておく方法はないでしょうか。

2番目に、出産と産後ケアについてお尋ねします。

日本の現在の合計特殊出生率は過去最低の1.15で、2024年の出生数は70万人を下回り、68万6061人と報告されています。日本の出生率が低くなったことは、未婚化、晩婚化や女性が仕事との両立が難しくなったことが原因の1つとも考えられています。また、核家族化により、家や車の購入、そして教育費の負担増加などで子供を産み育てるのにかなりの費用がかかるとわれがちなところも出生率の低下につながっているのではないのでしょうか。

こういう少子化時代により、たくさんあった産婦人科も少なくなりました。現在、岸和田市においての産婦人科院は何件ぐらいあるのでしょうか。また、助産院はどれぐらいでしょうか。

次に、産後ケアですが、岸和田市在住でなければならないとありますが、他市へ嫁がれて子供を連れて実家に帰っている場合は受けられないのでしょうか。また、現代では、岸和田市では産後ケアで相談の多い内容はこういったことでしょうか。

以上、2点について御答弁よろしくお願いいたします。あとは自席にて質問させていただきます。御清聴ありがとうございます。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

御質問の1. 高齢化社会の問題への対応について御答弁いたします。

これまで自立できていた方であっても、年齢が増すにつれ、課題が生じてきます。特に身寄りのない方につきましては顕著になります。

例えば、家事などの日常生活の行為が難しくなり、ごみ捨てができずにため込んで

しまう、入院することになっても緊急連絡先がない、入院中は光熱水費などの各種支払いができなくなる、退院後の生活のための手配ができない、さらに、在宅生活が難しくなり、高齢者向け住宅に入居したいが保証人になってくれる人がいない、終末期医療に関する意向を確実に実行したいなど、場面、場面での生活の課題が出てきます。

現在、地域包括支援センターでは、介護認定を受けている高齢者だけでなく、介護認定を受けていない高齢者からも、介護に関する相談以外に、福祉や医療など様々な相談をお受けしており、相談内容に応じて公的なサービスや民間サービスなど、社会資源を御案内しているところでございます。

事前の準備といたしましては、不安に思っていることを相談していただき、課題解決できる社会資源が地域にあるのか、ないのか、確認することが重要と考えられます。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

御質問の２．出産と産後ケアについて御答弁申し上げます。

現在、本市で出産を取り扱っている医療機関及び助産施設は、病院が２か所、助産所１か所でございます。

また、産後ケアに関しましては、市内及び近隣自治体に所在する産科医療機関などと委託契約しております。事業が利用できる対象者を、市内に住所を有する生後１年以内の乳児及び母親としておりますので、市外に住民票があり、本市の実家で里帰り出産された方は、岸和田市の産後ケア事業を利用していただくことはできません。

本市では、現在、宿泊型と日中のみ利用していただくデイサービス型の２種類を提供しておりまして、宿泊型は、出産後から蓄積している心身の疲れを取ること、また、

デイサービス型は、授乳や乳房トラブルの相談や育児相談などを目的として利用される傾向です。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

それでは、再質問させていただきます。

福祉や医療など様々な相談ができて、事前準備ができる方はいいですが、できない方のほうが多いと思います。例えば、おひとり暮らしの方などは、地域の方々が異変に気づき、初めて行政に助けを求めるようになります。

そこで、最近ではこういう問題を取り扱う事業所も増えていると聞いていますが、高額であったり、内容が契約と違ったり、問題があると聞きますが、どうでしょうか。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

昨今、民間の事業者が様々な高齢者サポート事業を展開しております。そのような中、令和６年６月に、内閣官房、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省が共同で、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを策定いたしました。

ガイドラインが策定された背景には、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単身世帯が増加してきていることがあります。特に高齢期には、医療機関への入退院や施設への入退所などの重大なライフイベントに直面することが多く、その際に身寄りがない、家族がいても身近に頼れる人がいない状況にある高齢者の意思決定を支援する仕組みが求められていたところでございます。

こうした中、近年、高齢者等に対して、身元保証や死後事務、日常生活の支援等の

サービスを行う高齢者等終身サポート事業者が増加しており、今後、その需要のさらなる増加が見込まれております。

高齢者等終身サポート事業については、将来にわたる身元保証等のサービスであることや、死後事務サービスを含むものであり、契約が長期にわたること、サービスの提供に先行して一部費用が前払いされることなどのため、契約内容の適正な履行を確認しにくいこと、判断能力の低下が懸念される高齢者を主な対象としているため、契約者の意思能力の有無をめぐって事後的に争いが生じる可能性があることなどの課題から、一般的な契約に比べ利用者保護の必要性が高いなど、民法、消費者契約法等の民事法の規律も踏まえ、適正に事業が営まれることが重要と言えます。

こうした観点から、高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用することができることに資するため、ガイドラインが策定されたところでございます。

本市といたしましても、相談があった際には、慎重な対応が必要であると啓発に努めているところでございます。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

コロナ後、社会状況がいろいろな面で変わってしまいました。この数年間で私の地域でもお独り暮らしが増えていきます。それで、御近所同士で見守ったりもしていますが、限界があります。市としても何らかの方法で事前に対策ができないものでしょうか。また、高齢者に関わらず、若いお独り暮らしの方が突然病気になったとき、お世話をしてくれるようなサービスがあるのでしょうか。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

若い世代の方に限らず、突然病気になった際のお世話など、公的なサービスでどこまで実施するかは、慎重な検討が必要であると考えております。

厚生労働省では、身寄りのない高齢者等が抱える課題等に対応するため、地域共生社会の在り方検討会議を立ち上げ、議論が開始されております。

第1回目が令和6年6月で、延べ10回開催され、令和7年5月には中間とりまとめが公表されました。その一部を紹介いたしますと、現在の課題として、これまで家族、親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援や、入院、入所の手続支援、死後事務支援がないため、必要なサービスの利用が困難な場面が単身高齢者に生じている。高齢者等終身サポート事業は、こうしたニーズへの対応策の1つでございますが、費用が高額になることもあり、一定程度の収入、資産がなければ利用が困難などの課題があります。

様々な意見等がある中、国の対応の方向としましては、民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充、発展させ、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院、入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業として、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにするといった内容が示されております。今後、法改正を含め、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

法改正に基づく国の動向を注視しながら、市として何らかのサービスができることを願っています。また、周りに身内がいなかったりで成年後見制度を利用するという方もいますが、本市では何人が後見人などのサポートを受け、後見人はどのようなことをされているのでしょうか。

近年、高齢の独り暮らし世帯が急増しています。内閣府の令和6年度版高齢社会白書によると、2025年には815万人を超えると予想されています。今後、より一層このような高齢化社会においての問題が増えてくると思います。今から市としてもいろいろな準備が必要ではないでしょうか。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

成年後見制度は、高齢で認知症などにより、判断能力の不十分な方が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合があるため、また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質な商法の被害に遭うおそれがあり、このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するためのものです。

この成年後見制度は、知的障害や精神障害の方も対象となっており、本市の令和6年中の利用者は、合わせて463名となっております。この成年後見人等に就任する方は、親族以外では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職となっております。

また、認知症となり、身寄りのない方につきましては、本人や親族に代わって、岸和田市が家庭裁判所に対し、後見等の申立てを行っております。令和6年度は24名の高齢者の申立てを行ったところでございま

す。

この10月からは、専門職が成年後見人等に就任した場合でも、本人が成年後見人等に報酬を支払う資力がない方を対象として、その費用を市が負担する事業を拡充してまいります。成年後見制度も安心して生活が営まれるためのサービスの1つであります。

議員がおっしゃる課題は大変重いものがあります。本人の意思を尊重することを大前提にし、法的な形で支援すること、身近な地域で住民同士で支え合う仕組みを構築すること、公的なサービスでどこまで対応していくかなど、課題が多く、国の動向を含め、研究してまいります。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

今後、成年後見制度などを利用する方も増えてくると思います。市としても、社会生活の変化に注視し、高齢者や様々な事情のある方に安心して市としてのサービスが受けられるよう考えていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、出産と産後ケアについて再度質問させていただきます。

岸和田市で出産を取り扱っている病院が2件と助産所が1件とお答えいただきました。やはり少子化により出生率も低くなり、産科だけの病院が減った要因の1つですね。

岸和田市民病院の出産取扱い実績を伺いましたら、今年度、大きく増えているようです。実績で言いますと、令和6年度4月から7月までが47件のところ、令和7年度4月から7月までが78件、1年間で比較しますと、令和6年度152件であったのが、現在、分娩予約を受けている予定件数を含めると、令和7年度は203件と、まだ予定件数が増える可能性も考えますと、かなり増える見込みです。岸和田市内で出産を取り扱

う医院が減ったことで、岸和田市民病院の出産件数が増えているというのに影響しているのではないのでしょうか。

そのような中で、市民病院や岸和田徳洲会病院が産科を続けていただくことはとても重要です。岸和田市に帰ってきて、実家近くで里帰り出産できることは、妊産婦にとってとても安心できるのです。産科の病院があることは、岸和田市にとって必須でなければなりません。しかし、他市に嫁がれて里帰り出産され、産後ケア事業を利用できないことは残念です。実家は岸和田市にあるのですから、対応してあげられるようにと思います。

実家で産後のお世話をしてもらえても、乳房のトラブルや体調のことなどは専門家に相談したいものです。今後、里帰り出産のケアの在り方も考えていただければと思います。

また、現代、外国人労働者の方々も増えてきています。その方々の中で出産された方もいると思いますが、岸和田市で出産された件数と産後ケアなどを受けた件数はどれぐらいでしょうか。やはり言葉が通じず、意思が伝わりにくいこともあると思います。そのときの対応などをお聞かせください。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

国籍別の出産件数を把握するのは困難ですが、昨年度、本市で妊娠の届出をされた外国人は73名です。また、昨年度、産後ケア事業を利用された外国人は2人、延べ12回となっております。

現在、妊娠の届出から始まり、電話や来所、訪問などによる妊娠中の相談支援、また、産後、産婦や乳児の様子を伺う訪問支援など、外国人の妊娠、出産に係るフォロー業務が増えております。

言語の問題につきましては、外国語版の母子健康手帳、妊娠や出産に関わる説明書やフローチャートなどを準備し、会話に関しては、ポケトークや通訳アプリを利用して対応しております。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

現在、外国人の妊娠の届出から始まり、妊娠中の相談支援、産後に産婦や乳児の様子を伺う訪問支援などのフォロー業務が増えているとのこと。これからはこのような支援を受けられた外国人が、これから支援を受けようとする外国籍の方をフォローするようなシステムも必要になってくるかも分かりません。

先ほど、産後ケアは市内及び近隣自治体に所在する産科医療機関などと委託契約して事業を行っているとのことでした。利用するには自己負担金が必要なのではないかと思いますが、幾らに設定していますか。貝塚市や泉佐野市など、近隣自治体でも事業を実施していると思いますが、利用者の負担額は自治体ごとに異なっているのでしょうか。また、ケアを受けるに当たり、期間などは決められているのでしょうか。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

産後ケア事業は、国の事業である子ども・子育て支援交付金を活用して実施しておりまして、委託料の利用者負担金はそれぞれの自治体で決定しております。

本市では、昨年度まで宿泊型を5000円、デイサービス型を2500円で設定しておりましたが、今年度から活用できる国の事業が組み替えられ、都道府県の負担も受けることができるようになったことから、宿泊型を2500円、デイサービス型を1300円に減額

いたしました。

利用できる期間や対象とする子供の月齢も各自治体で設定しておりまして、本市では生後1年以内としておりまして、その間に宿泊型、デイサービス型、それぞれ7回の利用回数を限度としております。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

産後ケアを受けるに当たり、宿泊型2500円、デイサービス型1300円に減額されたことは、妊産婦の方々の費用軽減につながります。そして、ケアを受けることにより、産後、元の体調に戻すことや、子育てする不安を取り除くこともできるでしょう。産後ケアを受ける場所はどのような場所になるのでしょうか。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

本市の産後ケア事業は、出産を取り扱っている病院、診療所及び助産所で実施しておりまして、令和7年度は市内外6施設と委託契約しております。

昨年度まで契約していた委託機関が出産と産後ケアを終了したこと、医療機関の再編、統合などで、今年度引き続き契約できた医療機関は少なくなりましたが、新たな委託機関を開拓しましたので、利用件数としては増えております。今後も利用希望に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

殿本議員。

○10番 殿本マリ子議員

岸和田市で産後ケア事業所は、市内外の6施設と委託契約しているとのこと。この産後ケアがあることにより、出産後の妊婦の体調不安や、子育てに対しての不安を軽

減してもらえます。今後も妊婦や子育てに優しいまちとして、より一層充実した事業の継続をお願いして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午後2時04分休憩

午後 2 時 20 分再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

一般質問を続行します。

まず、藤原議員。

（3 番 藤原豊和議員登壇）

○3 番 藤原豊和議員

大阪維新の会の藤原豊和です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、人事評価制度の改革について伺います。

現在、全国的に人材不足が深刻化しています。厚生労働省の統計によれば、全国の有効求人倍率は1.25倍前後。求職者1人について複数の求人があり、いわゆる売手市場という状態になっています。

そういった状況の中、地方公務員の採用についても状況は非常に厳しいものがあります。総務省によると、令和5年度の地方公務員採用競争率は4.6倍と、過去10年で約7.9倍からほぼ半減の水準となっており、過去30年間でも最低水準となっていることが確認されています。このように、自治体でも若手人材の確保が年々難しくなっており、優秀な人材を採用し、定着させることは、自治体運営を支える重大な課題です。

特に人事評価制度は、どのような人材が岸和田市役所に求められるのかを明確に示す指標にもなります。採用した職員が成長

を実感し、やる気を維持するための軸となる仕組みです。国においても、人事院勧告では、脱年功序列、飛び級昇進の導入、給与水準の引上げが求められており、優秀な若手がより早く活躍できる制度構築が進んでいます。

一方で、本市では人事評価については評価に差をつけない運用が常態化しており、仮に差がついたとしても、給与、賞与、昇格に反映されないため、制度の実効性が欠けていると認識しています。総務省の通知やガイドラインにおいても、評価結果を勤勉手当や昇給等に反映させることが制度の趣旨であると明確にされており、本市の現状はその趣旨に沿っていない状況にあります。

私から昨年の9月議会でもこの点を問いました。その際には、岸和田市人材育成基本方針の改定に着手し、令和7年度中の改定を目指すとの御答弁を頂いております。また、プロジェクトチームや専門委員会の活用にも言及がありました。

そこで改めてお尋ねいたします。昨年9月の答弁以来、どのような進捗があったのか、また、プロジェクトチーム及び専門委員会においてどのような検討を行い、どのような結果が得られているのか、現時点での状況をお示しください。

後の質問は自席にて行います。御清聴どうもありがとうございます。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

人事考課制度を見直すに当たり、現在、人材戦略と人材育成のマスタープランであるところの岸和田市人材育成基本方針の改定を進めており、関係部門による連携・協力体制の下、実務担当者で構成するプロジェクトチームと関係部課長で検討、調整を

進めております。

職員の意識に関する課題や組織風土に関する課題、人材確保に関する課題などを分析し、本市として今後、どのような人物像を求めていくのか、組織の目指す姿や、職階ごとに求められる役割や能力はどのようなものかなどを基本方針に含める予定でございます。

プロジェクトチームと関係部課長で検討、調整した案を9月初旬に開催する予定の専門委員会に当たる人事給与制度調査審議会に諮り、外部有識者の助言を頂いた上で、成案化に向けた検討をさらに進め、今年度中に改定する予定をしております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

昨年の質問に対して、人材育成基本方針の改訂を予定どおり進めていただいていることに対して、まず感謝の意をお伝えさせていただきます。

本来、人事評価制度は、頑張れば報われるという健全な循環を生み出すことで、採用した人材の定着や成長欲の維持につながるものだと考えます。評価が機能しなければ、優秀な職員ほど報われないと感じ、結果として市役所を離れるリスクが高まります。この観点からも、退職者数は制度の効果を測る1つの指標となると考えています。

そこで改めてお尋ねいたします。直近10年間の定年退職を除いた退職者数について、一般行政職を対象にどのような状況なのかお示してください。ちなみに一般行政職とは、いわゆる市役所の事務職のことで、国、総務省においても一般行政職については、毎年、詳細な退職者数の統計を取って、全国的に比較できる形で公表していますので、一般行政職としての数値を確認しています。よろしくお願いします。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

直近10年間の退職者数につきましては、国からの退職状況調査における一般行政職に税務職を加えた職員で申し上げますと、平成27年度は8人、平成28年度は7人、平成29年度は10人、平成30年度は同じく10人、令和元年度は11人、令和2年度は15人、令和3年度は14人、令和4年度は22人、令和5年度は同じく22人、令和6年度は38人となっております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

今の話でいくと、平成27年度の8人と比較して、令和2年度には約2倍の15人、令和4年度には約3倍の22人、そして令和6年度には約5倍の38人と、激しい勢いで自主退職者の増加が続いている状況のようです。

現場では欠員が多く出ており、業務に支障が出かねない危機的な状況だと思いますが、この退職者増加の原因についてどのような調査をされており、その調査結果に対してどのような対応をされているかについて教えてください。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

令和2年度以降、20代、30代職員の退職が増えてきていることを受けまして、令和5年度より、退職前の個別説明の際に退職理由の調査を行っております。令和5年度は口頭での聞き取りを行っていましたが、令和6年度からは、退職後状況確認シートというものをお渡ししまして、転職先や退職理由を記入してもらうような形でお願いしております。

令和6年度は退職者92人のうち、病院、学校、消防を除いた42人にシートを記入してもらいまして、そのうち25名から回答いただきました。退職の理由といたしましては、令和5年度では転職による退職が多くありましたが、令和6年度は転職の理由に加えて、身体的な理由、家族の事由による退職も増えてきております。

調査の結果から、職場の環境改善などの必要性があった場合は、それらを改善することで離職防止につなげていきたいと考えております。また、その他の離職防止の取組といたしましては、業務繁忙期における職員の負担を減らすための応援職員制度の活用でありますとか、健康管理のための産業医の面談の実施、育児、介護などの支援制度の案内などに加えて、全職員を対象といたしました自己申告制度による意見聴取の際にも様々な意見を伺っております。引き続き、他市の事例なども参考に離職防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

いろいろ対策を進めていただいているということはよく分かりました。ただ、お話しされたような退職後の状況確認シートに、匿名性も担保されていない中で転職先を書いたり、もしくは本音の部分での退職理由についても書かれる方は少ないのではないかと思います。もちろん、プライバシーを守る必要性はありますが、そことプライバシーの保護と併せて、退職者数の激増の本当の理由、退職理由の本音の部分を探すことを両立する取組を至急行う必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

議員御指摘のとおり、退職者の本当の退職理由の全てを把握することは、実際のところ難しいことであると考えております。退職後状況確認シートの退職理由を記入していただけない場合もありますし、転職が理由でありましても、転職先が空白でお返しいただけるようなこともあります。

しかしながら、離職防止の対策を検討するに当たりましては、より多くの退職者の状況を把握することは必要なことであると認識しておりますので、引き続き協力を求めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

今の御答弁のとおり、現在の退職後状況確認シートといった手法では本音の退職理由が分からないという部分は認めていらっしゃるどころだと思います。しかし、先ほどの答弁では、その調査に基づいて、職場の環境改善などの退職理由があれば対応するといった形で、誠実な対応とは思えないような答弁がありました。

急増している退職者数に対してはもっと危機感を持っていただいて、正確に原因を把握することが必要だと考えます。形式的な退職後状況確認シートや、匿名性の低い手法では本音の退職理由や職場への不満を集めることは難しいのは明らかです。

退職者の増加という深刻な状況には、本来ならこういった指摘を待つまでもなく、主体的に対応を進めるべきだと考えますが、今まで対応がうまくできていない、退職者の増加が続いている状況ですので、今回のこの質問をきっかけでも結構ですので、当事者意識を持って能動的に取り組んでいただくことを強く求めます。

また、職員の定着には、頑張る職員がきちんと報われるように、人事考課制度の見直しも含めて早急に進めていただきたいと考えます。

本市の人事考課制度について、ある程度の評価制度の仕組みは既にあるにもかかわらず、どうして給与に差がつかない現状になっているのでしょうか。そして、国や大阪府、近隣自治体はどのような取組を行っているのかも含めて教えてください。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

本市の人事考課制度は、職員に気づきを与え、自己学習を促す人材育成型の制度で、単なる評価の仕組みではなく、組織力を強化するためのコミュニケーションツールとして運用しております。気づきによる自発的な学習を促し、他者から認められることで能力向上を実感し、さらなる成長へつなげること、また、組織目標の共有により組織力を高めることを基本としているため、評価結果を直接、一時的な給与へ反映させることは行っておりません。

一方、国や大阪府を含め、大部分の自治体では、評価結果を昇給や勤勉手当の成績率に反映させ、金銭的補償でモチベーションを高める成果主義型を取り入れております。

どちらの制度におきましても長所と短所があるため、本市におきましても、その運用につきまして、これまでも議論してきたところでございます。

国や大阪府からは、評価の方法の考え方や分類の仕方、評価者による評価点のばらつきをどのように修正していくのかなどについての助言や、他自治体の事例を提示していただいております。近隣自治体につきましては、ほとんどの自治体が相対評価を

行い、５段階程度に分類していると同っております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○３番 藤原豊和議員

先ほどの御答弁では、給与への反映をしていない岸和田市の人事考課制度にも長所がある、その点について検討しているという回答を頂きましたが、地方公務員法では、人事評価を給与や昇進に活用することを明確に定めています。

地方公務員法第６条においては、人事評価は「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。」とあります。また、地方公務員法第２３条においては、「任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。」とあります。つまり、人事評価を給与や昇進について活用すべきことは、法律に明記されているものであります。当然、全員が同じ能力、成果ということはあり得ませんので、人事評価をするということは差がつくということですし、差がついた人事評価を活用して給与を決めるということは、給与に差がつくということです。

また、総務省が設置した人事評価の活用に関する研究会の平成３０年度報告書において、人事評価結果を昇給、勤勉手当、昇任昇格及び分限処分へ活用せずに、昇給、勤勉手当の一律支給を行うこと、昇任、昇格及び分限処分を行うことは違法と判断される可能性が相当程度あると考えられると報告されています。つまり、現在の岸和田市は違法と判断される可能性がある状況ということです。

さらに、毎年、総務副大臣から地方公共

団体に発出される地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてという通知においては、「人事評価については、その実施が義務付けられており、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、また、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととされている。このことを踏まえ、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあつては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」に留意の上、速やかに必要な措置を講じること。特に、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図ること。」という通知があります。

先ほど頂いた回答は、給与に差をつけない岸和田市の人事考課制度にも長所があるという回答でした。これは地方公務員法や総務省のガイドラインに沿わない考えになると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

本市の人事考課制度は、議員おっしゃるように、給与、昇給であるとか勤勉手当には直接的には反映しておりません。その点で、議員おっしゃっていただいているようなところで、総務省の考えているところと違うのではないかというところでは一定、そのように捉えられるところもあろうかと思えます。

ただ、全く評価結果を任用等に反映していないのかというふうなところは、そこは違ひまして、昇任、昇格の際には過去3年間の評価に基づいて、その評価を反映させ

て昇任、昇格を判断している。こういうふうなところでは、人事管理に活用させていただいているというところでございます。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

それでは、今お話しいただいたように、人事評価の活用に関する研究会において、昇給、勤勉手当の一律支給を行うことというのは違法と判断される可能性があるということに関しては、当市は該当しないというふうな考えを持っていらっしゃるということによろしいですか。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

一律支給ということにはなっておりません。当然、期末勤勉手当の支給に当たっての期間でありますとか、そのときの欠勤の状況であるとか、そういうふうなところによって成績率というのは変わってございますので、一律に全く同じの支給ということにはなってございません。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

それでは、念のための確認ですが、法律には全く反していなくて、現状、給与に差がつかない状況については全く問題がないという認識だという理解で問題ないですかね。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

議員御指摘のようなところは、当然、我々としてもそういう指摘について真摯に受け止めておるところでございます。そういうことも含めて、現在、見直しに向けて動いているというふうなところが現状でござ

ざいます。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

当初の話でも、給与に差をつけないというところに特に反論なく話を聞いてもらっているところでいくと、基本的には当初の人事考課制度について、差をつけず、一律に近い形で給与を決めているというところには異論はないのかと思いますので、言い訳はいろいろあるのかもしれませんが、しっかりと法令を遵守していただいて、国の方針だったりとか、法令に沿うような形で対応を進めていただくようお願い申し上げます。

では、最後に質問になりますが、人材育成基本方針が決まれば人事考課制度の見直しに着手する予定とのことですが、本格運用開始の目標時期と、それまでの単年度ごとのゴールはどのようになるのかお教えてください。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

人事考課制度の見直しにつきましては、人材育成基本方針の改定案の概要が定まった時点で、今年度中に着手してまいりたいと考えております。令和8年度中は制度の改正案の作成、全職員への周知や研修、そして、評価システムの改修なんかも必要になりますので、その辺りを行う予定をしております。令和9年度につきましては、新たな制度による試行運用、その試行の結果に基づいて修正事項とかが出てまいりますので、そのようなことを対応しまして、令和10年度より新制度による運用を開始したい、このように考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

まとめに入りますが、まず、急激に増加している退職者については、現状を正確に把握することが不可欠です。とりわけ若い職員を中心に退職が相次いでいる状況は、今後の市役所運営にとって深刻なリスクであり、欠員の増加は市民サービスの低下にも直結しかねません。退職理由の把握に当たっては、形式的なヒアリングや任意のシート記入にとどまらずに、プライバシーに十分配慮しつつも本音に近い理由を抽出できる仕組みを整備し、原因を客観的に分析した上で、再発防止のための具体的な改善策に結びつけていただきたいと思います。

人事評価制度については、昨年御答弁いただいたスケジュールがおおむね予定どおり進んでいること、また、先ほどの答弁で令和10年度という本格運用開始のめどが示されたことについては非常に前向きに受け止めております。ただし、制度改定は、単に新しい枠組みをつくること自体が目的ではありません。制度が実際にどう運用されるかが最も重要です。現行制度の下では、評価に差をつけない運用が慣例化し、仮に差がついても給与や昇格に反映されないという状況があります。

今後の新たな人事評価制度においては、まず、頑張った職員が正当に評価されるという大前提を確立し、その結果が処遇やキャリア形成にきちんとつながるよう、運用面まで含めた実効性のある制度設計を進めていただきたいと強く要望いたします。それが若手を含む優秀な人材の採用、定着を促進し、市民サービスの向上にもつながると確信しております。市民のために真摯に働く職員が報われ、誇りを持って働き続けられる職場環境を築いていただけるよう、今後の取組に期待を申し上げ、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○烏野隆生議長

次に、西田議員。

(17番 西田武史議員登壇)

○17番 西田武史議員

発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様方におかれましては、的確なる御答弁を、また、議員各位におかれましては、しばらくの間、御静聴賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、本市の移住・定住施策について、今回質問させていただきます。

さて、今さら言うまでもありませんが、我が国の少子高齢化に伴う人口減少問題は、あらゆる分野においても影響を及ぼしている現状であり、本市も毎年報告されております事務報告書によれば、平成17年度の20万4815人をピークに、年々減少しつつ、昨年令和6年度の18万6038人となり、これも深刻な問題であります。このことは、中心市街地の現状を見ましても、過疎化により、スーパーや店舗の撤退、空き地や空き家、空き店舗の増加から、かつての繁栄が失われていっている状況を見ても明らかであります。

当たり前かもしれませんが、人口を増やすためには、理想を言えば、まず市の魅力を高め、現在住んでいる方々の満足度を上げ、それが他市から見て羨ましがられるような環境を整えなければなりません。そこについては全ての部署が関わり、各部署、認識しながら日々業務に携わっていただいているものだと思いますが、今回は、過去にも本市の人口増加対策として行っていた転入制度についてから質問させていただきます。

もう10年ほど前になりますが、信貴元市

長の時代に三世代同居に対する補助金制度があったと思いますが、残念ながら現在は実施されておられません。では、この制度は成果が実際あったのか、また、廃止された理由は何なのかをまず伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終え、後は自席から一問一答方式で質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

三世代同居近居住宅支援事業は、人口減少に歯止めをかけるための具体的な取組の1つとして、平成27年度から平成29年度までの3年間実施された施策でございます。この事業の実績でございますが、住宅取得は105件、リフォームは10件、合計115件の利用がございまして、その転入者数は350名でございます。

また、廃止の理由といたしましては、この事業を評価するための指標としておりました毎年100件という数値を大きく下回ったためでございます。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

本市も平成17年度から人口減少という下り坂に突入し、このままではいけないという考えを持って、平成27年度からではありましたが、この補助制度を行ったはずですが、評価指数が大きく下回ったので廃止したとの御答弁ですが、とはいえ、105世帯、350人も増えたんですから、一定の効果があつたのではないかというふうに思います。

では、三世代同居近居に対する補助がなくなってから10年が経過いたしますが、人口減少に歯止めがかかっておらず、減少する一方ですが、これまでに危機感を持って、代わる取組を検討し、何かを実施したのか

お伺いいたします。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

三世代同居近居住宅支援事業に合致する代替事業は実施しておりませんが、移住、定住の促進を図るという観点におきましては、令和6年度に、市外から空き家をリフォームし定住していただくための事業として、空き家のリフォームに要する費用の補助を行っております。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

本市の総合戦略におきましては、国の基本目標、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくるを勘案しつつ、本市の実情を踏まえた取組を推進するために、戦略目標として、移住・定住が活発なまちの実現、を掲げ、様々な取組によって若い世代を中心とした移住、定住を促進するとともに、地域の魅力や暮らしの満足度の向上を目指しておるところでございます。

例えば、シティセールス推進事業は、動画・フォトコンテストを開催するなど、移住、定住の第一歩としてのまちのイメージ向上に取り組んでおります。また、令和5年3月には、市内の移住・定住情報の集約及び効果的な発信の検討を行うため、移住・定住促進連絡会議を発足いたしました。本会議で集約した情報を基に移住・定住サイトを公開したところでございます。

地域の魅力や暮らしの満足度を向上させる取組は常に実施していくべきでございますし、その取組が移住、定住の促進につながると考えております。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

令和6年度に市外から空き家をリフォームして定住していただくための事業として、空き家のリフォームに要する費用の補助を行っている、地域の魅力や暮らしの満足度を向上させる取組は常に実施していくべきで、その取組が移住、定住の促進につながると考えているという御答弁でありました。であるならば、例えば、リフォーム補助について、市外からの転入者のみの対象となっておりますが、他市でも行っておるんですけれども、市内在住の世帯に拡充することにより、地域住民の満足度が向上するのではないかというふうに思います。

民間不動産会社の全国住みよさランキングでの岸和田市の総合評価は、大阪府で18位、全国で651位という評価をされており、もう少し大阪府内でも上位になるよう市政全般においても努力が必要であり、その努力が住民の満足度に影響するものだと思いますので、内外問わず魅力アップに努めていただきたいというふうに思います。

次に、岸和田市の移住・定住サイトと大阪府のホームページ上で各市町村の定住・移住サイトをまとめているサイトがあるんですけれども、岸和田市の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

本市の移住・定住サイトは、今年3月13日の本市公式ウェブサイトの更新に合わせてリニューアルいたしました。大阪府の各市町村の移住・定住促進の取組をまとめたホームページにおける本市掲載情報については、リニューアルに合わせて変更依頼すべきであったところ、変更できておりませんでした。このたび、議員に御指摘いただき、変更依頼を行ったところでございます。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

岸和田市定住・移住サイトへの対応について、更新されたページも確認させていただきました。1か月ほど前に、今回の質問に至るまでに府のサイトを確認し、そのときはリニューアル前だったので、もっと見やすく、画像を増やすなど、ビジュアルに訴えるほうがいいのではないか、本市の担当者は他市のサイトの掲載内容を確認、参考にしていないのではないのかという思いがあふれていたのですが、現在、「ほんまけ？岸和田」というタイトルにリニューアルされて、見やすくなったのではないかなというふうに感じております。

ただ、関係各課で移住、定住に関連する取組があるのであれば、もっともっと積極的にその場も使って掲載するべきではないのかなというふうに思います。仮に期間限定の事業であったとしても、ウェブ上ですから、すぐに掲載したり取り下げたりすることもできますし、掲載するべきであるというふうに感じました。

また、前段でも述べましたが、市の評価ランキングを全面的にアピールされている枚方市は、子育てしやすいまちランキング、大阪府1位、関西3位と、こういう表現をされておりますが、非常にインパクトがあって、ついつい中身を見てしまうような手法を使っておられます。本市も、まずは、いろんな意味で上位ランキングに入るような取組を構築して、このようなサイトでアピールしていただきたいなというふうに思うのですが、総合政策部としてのお考えをお聞かせください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

移住・定住サイトをリニューアルするに

当たり、他市移住・定住サイトを参考に、視覚的にもよいまちであることが伝わるように改善いたしました。また、各課の事業の掲載に関しては、現在、移住・定住促進連絡会議において情報共有に努めているところですが、今後さらに移住、定住に関する情報収集に力を入れるとともに、事業の内容を分かりやすく掲載できるよう検討してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

今後さらに移住、定住に関する情報収集に力を入れるとともに、事業の内容を分かりやすく掲載できるように検討してまいりたいという力強い御答弁を頂きましたが、人口減少は本市のみならず全国的な課題でもありますので、他市より後れを取らず、実行していただきたいというふうに思います。

そこで1つ、他市の移住施策として、多くの自治体が空き家バンクを活用しておりますが、本市もかねてより空き家バンクについては複数の議員からもこれまで要望がありました。現在どうなっているでしょうか。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

本市におきましては、昨年度、空き家等の利活用に対する支援業務に関し、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部と協定を締結し、市内にある空き家等所有者からの相談に対し、全日本不動産協会大阪府本部会員より協力事業者を選定し、空き家等の売却や賃貸、その他空き家等の利活用を支援する業務を実施していただくこととしております。そこで、現在、全国組織である全日本不動産協会のネットワークを活用

してホームページ等を運用していただくことについて、協議しているところでございます。

一方、空き家に限らず、不動産を活用する場合、所有者の意思が重要となっております。平成28年度から毎年、空き家管理活用セミナーを開催しておりますが、そこでの相談内容は、維持管理費用についてや、相続する場合の課題、将来発生し得る問題への対応など、不安や課題についての相談が大半で、移住施策につなげられるような案件が見当たらないのが現状でございます。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

全国組織である全日本不動産協会のネットワークを活用して、ホームページ等を運用していただくことについて協議しているところである。また、所有者の観点から、移住施策につなげられるような案件が見当たらないのが現状であるとの御答弁でしたが、空き家バンクについては、形の違いはあれど一歩前進できたのかなというふうに思います。しかし、これは、全国の動きから見てもスタート地点に乗った段階で、これから先の本格的な施策が重要だと考えます。よくある体験型を使ったPR方法として他市が行っているような空き家を活用した移住体験はできないものか伺います。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

移住体験への活用につきましても、同じく物件の所有者の意思が重要となっておりますので、直ちに居住できない空き家物件について、一定の改修費用の負担を伴っても移住体験のために活用してもよいという所有者がございましたら、協力事業者の

ノウハウを活用させていただきながら取り組んでいきたいと考えております。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

協力事業者のノウハウを活用しながら取り組んでいきたいと考えておりますとの御答弁でありました。協力事業者はもちろんのこと、他市の先進事例等も参考にしながら、他市に後れを取らないように、また、岸和田市の魅力の向上も含めて取り組んでいただけるようお願いしておきます。

次に、観点を変えて、市民課に質問を行います。事務報告書によれば、他市から転入されておられる方々は毎年5000人強おられますが、これら新たな岸和田市民の方々の転入手続はどのような対応をしているのか伺います。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

本市以外でお住まいの方が本市内の新たな住所地に転入される場合、転出される市区町村において転出手続をされた後に、当市民課窓口において住民異動届による転入手続を行っていただきます。その後、必要に応じて庁内で手続可能な国民健康保険、子ども医療、後期高齢者医療保険などの保険関係や、保育所、幼稚園、小中学校などの入所、転入学、また、介護や障害福祉に関わる御案内をしております。

また、生活全般に役立つ情報資料として、広報広聴課作成の岸和田市暮らしの便利帳、危機管理課作成の岸和田市総合防災マップ、廃棄物対策課作成の家庭ごみの分け方・出し方、建設管理課作成の自転車、原動機付自転車の放置禁止区域のお知らせ、自治振興課作成の町会・自治会の加入案内などの冊子をお渡ししております。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

新たに岸和田市民として生活を行っていただく上で、これらの方々心地よく生活していただくために、また、引っ越し先、近隣の既存のお住まいの方々にも気持ちよく受け入れていただくためにも、最低限の地域の生活ルールを御理解いただくことが重要であり、市民課窓口では転入手続がメインで、その他の生活に関する説明は、先ほどの御答弁にもありましたように、5つの部署からの案内を配布しているのみとなっており、これは仕方ない話であるというふうに理解しておりますが、新たに転入されるの方々にとって、この配布物こそが日々の生活を行っていく上での最低限の教科書であるというふうに思います。

そこで確認ですが、ここ数年の事務報告書から言えば、外国人の人数が令和4年度末で3279人、令和5年度末で3755人、令和6年度末で4347人、年間約五、六百人ずつ増えており、出身国も全部で57か国を数えております。年々増え続けている外国人の方々の転入手続に対して、複数の言語の対応は市民課窓口でできているのか伺いたします。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

日本語もしくは簡単な英語が分からない方については、出入国在留管理庁における通訳支援事業で、20言語に対応する電話通訳サービスを利用することになりますが、近年、翻訳アプリの普及に伴い、スマートフォンでのやり取りが多くなっていること、また、通訳者が同行されるケースも増えており、転入手続において当該電話通訳サービスの利用は減っている傾向にあります。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

通訳やアプリで何とか対応できているとの御答弁でした。そのような多言語の中、生活のルールなどの説明などできるはずもなく、頼れるのはその場で配布される各課の資料となってしまいます。よく耳にするのが、ふだんの生活におけるごみの捨て方の間違いによる住民間トラブル、また、危機管理の観点から、先日の地震の津波の警報なんかで、外国人の観光客のインタビューなんか聞いても、どこ逃げればいいのか分からず怖い思いをしたとかというケースも住民として本市にお住まいになった場合でも、誰にも教えてもらえなければ、土地勘もなく戸惑うことは間違いありません。そこで、配布物の外国人移住者の言語について、各課の今後の対応はどのように考えておられるのか伺いたします。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

外国人に対する配布物のうち、家庭ごみの分け方・出し方に係る冊子についてでございますが、日々の生活におきまして、ごみの処理は誰もが関係するものでありまして、理解の不足や認識誤りによって近隣トラブルに発展する可能性もございます。本市といたしましても、分別方法等を正しく御理解いただき、皆様に適正なごみ処理をお願いしているところでございます。

そこで、廃棄物対策課では、日本語が不自由な方にもごみの捨て方について正しく理解していただくため、市内にお住まいの外国人の国籍から多くを占める言語を優先して、ごみの出し方、分け方につきまして、8言語に翻訳いたしましてホームページに

掲載しております。また、ホームページ掲載の内容を印刷物として備えることも進めております。

これらの活用方法としては、困っている御本人からの相談に応じるほか、マンションの管理人などが困っている住人に対して配布してもらい、トラブルの防止、解消等に役立ててもらおうことを想定しております。また、今述べました活用方法以外にも、転入窓口での配布も可能と考えております。地域によりまして収集曜日が異なりますので、それらをお知らせすることも課題としてございます。こういった課題等についても引き続き調整を進めてまいります。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

市民の皆様の生活に役立つ情報を掲載しました岸和田市暮らしの便利帳につきましては、本市と情報メディア事業者が協働で2年ごとに発刊しておりますところです。印刷製本や運搬などの費用につきましては、市の予算を使うことなく、全て広告収入で賄われております。

多言語対応につきましては、在留外国人の生活の質を向上させ、社会への参加を促進する上で重要であると考えられますが、冊子の編集、製本は事業者側で行われておりますので、多くの時間とコストを要することから、現状では困難な状況であると見込まれます。しかしながら、今後も事業者と連携し、実現に向けて働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

自転車、原動機付自転車の放置禁止区域のお知らせについて御答弁申し上げます。

自転車や原付バイクなどを利用する方へ

のお知らせとして、現在、鉄道駅周辺に放置禁止区域を設定し、撤去していることや、市営自転車等駐車場の利用案内などを記載したお知らせビラを、市民課協力の下、配布しておりますが、多言語の対応はしていない状況でございます。一方、各自転車等駐車場には、有料駐車場である旨を4か国語で案内表示してございます。

自転車等は、全ての方々が利用するものではございませんが、今後は、案内するものについて、限られた範囲になろうかと思いますが、英語表記、あるいは、本市のホームページが多言語対応してございますので、QRコードの活用によりホームページへ誘導し、御案内できるよう取り組んでいく考えてございます。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

町会・自治会の加入案内に関する事項について御答弁申し上げます。

町会・自治会は、まちづくり活動の入り口や受皿として、各地域で大きな役割を担っております。日本人、外国人関係なく、多様な方々が町会等の活動を通じてまちづくりに参加いただくことは、地域コミュニティの活性化にとって非常に意義があります。このため、市としましては、外国人住民に対して町会等加入情報を提供することは大切だと考えております。

しかし、その一方で、外国人住民を町会等の会員として受け入れるためには、各団体が受入れ体制を整備する必要があります。整備に当たっては、町会等において一定の負担が生じることとなりますので、外国人住民の町会等加入促進について、どのような進め方が望ましいか、岸和田市町会連合会と共に検討していきたいと考えております。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

岸和田市総合防災マップに関する事項について御答弁いたします。

危機管理部では、地震や津波、洪水など、有事に備えた総合防災マップを作成し、転入手続の際に市民の皆様に配布しております。

外国の方向けには、表紙及び避難所施設名を多言語で表記しております。その他の外国語をお使いの方については、マップ内でグーグル翻訳アプリを御紹介しており、そのアプリを使用していただくことで、108言語以上に翻訳することができます。

なお、国による被害想定の見直しなど、本マップを更新する機会がありました場合には、引き続き外国の方にも御理解いただきやすい表記になるよう改善を図ってまいります。

また、大阪防災アプリでも、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語での情報発信をしておりますので、こちらのアプリを御活用していただけるよう、出前講座等で案内を行っております。

○烏野隆生議長

西田議員。

○17番 西田武史議員

順に意見を述べさせていただきます。

まず廃棄物対策課ですが、私がこの質問を投げかけた時点では7か国語の準備が行われておりましたが、現時点では1か国増やして、既に8か国語の翻訳を済ませて、ホームページや印刷物での対応が行われ、5課のうち飛び抜けて先進的に対応いただいていることに感謝申し上げます。

1つ気がかりなのが、日本人、外国人問わず、転入先のエリア、住所によって収集日が異なり、そこまでの周知については大

変困難であると理解いたします。日本人の場合は、集積所の掲示を見れば一目瞭然であるかもしれませんが、外国人の場合、なかなかそこに至るまでに苦勞するのではないかと察します。実際に地域でごみの捨て方によるトラブルも聞いたことがありますし、そこで、8か国語の翻訳もホームページで作成できているのであれば、転入手続の際に、そのページに導くQRコードを配布できるように、市民課には御負担をおかけいたしますけれども、市民課と調整していただけるようお願いいたします。

次に、広報広聴課であります。配布されている岸和田市暮らしの便利帳は、事業者側の負担で作成されており、外国人対応は困難な状況であるとの御答弁でありました。また、実現に向けて事業者とも協議を行うとの答弁を頂きましたので、積極的に事業者にアプローチしていただけるようお願いしております。

また、配布物以外でも本市の情報発信の要である広報広聴課ですので、より多言語での情報発信に努めていただければ、外国人観光客の呼び水にもつながるのではないかと考えますので、よろしくをお願いいたします。

また、答弁にはありませんでしたが、岸和田市LINEアプリのお友達登録の案内につきましても、分け隔てなく、外国人居住者の方々も利用できるように検討をお願いいたします。

次に、建設管理課ですが、自転車、原動機付自転車の放置禁止区域のお知らせの配布については多言語化しておらず、今後はQRコードを活用して、多言語対応したホームページに誘導するとの御答弁でありました。

近年、自転車に関するルールやマナーがどんどん厳格化されております。我々でも

戸惑うことばかりの状況下において、外国人の場合、なおさら困惑するのではというふうに思います。この辺りも情報発信できれば、よろしくお願いいたします。

次に、自治振興課ですが、町会・自治会への加入案内による外国人受入れについて、受入れ体制を整える必要があるので、町会連合会と検討するとの御答弁でありました。

最終的に、加入する、しないは当事者の意思であり、受け入れる、受け入れないも各町会・自治会の判断なので、市としては、町会・自治会の存在がいかに大切かとの思いがあるのであれば、これも分け隔てなく、加入促進の案内は出すべきであるというふうに考えます。

最後に危機管理課ですが、表紙に4か国語の表記と避難所施設名の表記、グーグル翻訳アプリの紹介を行っており、今後、改定時に外国語対応に改善するとの御答弁がありました。また、大阪府の大阪防災アプリでは多言語化されているので出前講座等で案内するとのことでありました。

いつ起こるか分からない大規模自然災害に対する危機感は、近年、我々でも高まりつつある状況の中で、引っ越してきたばかりで土地カンのない方々に対して、大変重要な災害に対する教科書ではないかなというふうに思います。現状では、確かに翻訳アプリの紹介はあるものの、後ろのページにあり、日本語の読めない方が、分厚い冊子でそこまでたどり着くかどうか疑問に残ります。その辺りも考慮しながら改善を図っていただけるようお願いし、併せて転入手続のときに配布資料として大阪防災アプリの案内を外国人にも分かるように添付していただけるようお願いいたします。

まとめといたしまして、5課の意見を聞かせていただきましたが、外国人対応という観点では非常に温度差を感じました。こ

れまでお伝えしたように、本市の人口減少に少なからずともブレーキをかけているのは増加し続けている外国人転入者であり、転入手続が完了すれば岸和田市の住民でもあります。これらの方々も、また、受入れ側の地域の方々も、仲よく、気持ちよく生活できる環境へ導くことが市の役割であると思います。これまで日本語対応だけでよかった時代から大きく時代が変わってきている今、それに乗り遅れずに、市としても対応を行うことにより、市の魅力の向上にもつながり、国内からの転入者の増加、海外からの観光客の増加にもつながると確信しております。

市民課の窓口はただでさえ混雑して、対応が大変かと思いますが、市の魅力のアップのためにも、これらの対応をそれぞれ関連する課が、他人事ではなく、一丸となって対応していただけることを強くお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、海老原議員。

(7番 海老原友子議員登壇)

○7番 海老原友子議員

日本共産党の海老原友子です。議長から発言の許可を頂きましたので、通告に従って一般質問に参加いたします。

学校トイレへの生理用品設置につきまして、私も定例市議会で何度か要望してまいりました。直近では、前回、前々回の定例会で、この件につきまして、他会派の議員の質問があり、前市長、教育長、佐野市長の答弁をお聞きしているところではありますが、全国的に実施している自治体、団体が増えていることと、コロナ禍を経て、今までの当たり前を見詰め直す社会的な動きの中で、生理用品についても考え直す機会になればと一般質問させていただくこと

にしました。

私がまだ中学生だった頃、かなり昔になりますが、生理は恥ずかしいもの、不潔なものという考えが少なからずありました。女子は生理のことを口外することなく、こっそりナプキンを隠し持ってトイレに行ったものです。しかし、今では、性教育や人権学習の成果によって、男子も生理のことを理解する状況になってきています。

生理用品もトイレットペーパーと同じようにトイレ設置をと要望しているところですが、今ではトイレットペーパーはトイレに設置されているのが当たり前になっていますが、私が小学生の頃、もっと昔になりますが、学校のトイレにはトイレットペーパーがありませんでした。もちろん、駅や公共施設にもありませんでした。そういう状況を知っている方はもうかなりこの場でも少ないかとは思いますが、そういう状況がありました。

また、男女平等の運動の広がりの中で、平等を言うなら、女性も男性並みに働けと言わんばかりに、保護抜き男女平等というものを国は進めてきました。そういった流れの中で、労働基準法第68条は、生理休暇の4文字が消え、生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置というふうに変更されました。著しく困難でなければ生理休暇が取れないとなったわけです。妊娠、出産、育児のところは法改正で手厚くなってきたものの、母性保護の点では改悪されてきました。

しかし、母性という子供を産む性を持つ女性が男性と同じように働くことは、例えば、危険有害業務、深夜労働などは母性に影響を与えることが大きく、以前は法律で禁止されていた業務が解禁されてしまい、これが不妊症や不育症、更年期障害の重度化の原因の1つだとも言われています。生

理を正しく理解し、社会が母性を守るべきだと思います。

生理用品のトイレ設置は、コロナ禍で子供の貧困に端を発した問題ではありますが、生理の貧困を社会全体で考え、女性だけが生理用品の負担を強いられるという当たり前を社会全体で見直す必要があると考えます。

令和6年第2回定例市議会において高比良議員の質問に対し、生理の貧困への取組として、教育長から、市から物品の提供があれば、学校の状況も鑑みてトイレ配置の協力を求めるという答弁がされ、また、前市長からも、あくまでも貧困対策として、学校長の判断で行うよう要請していくと答弁がありました。市長部局からの要請があり、生理用品の学校トイレの配置について、学校へ協力をお願いをしたと聞いています。

そこで、学校で生理用品のトイレ設置が実施された状況についてお聞きします。昨年度、貧困対策として実施された学校数や、どれくらいの期間で配置されていたのかお聞かせください。

壇上での質問は以上です。この後は自席にて質問いたします。御清聴ありがとうございます。

○烏野隆生議長

長岡学校教育部長。

○長岡英晃学校教育部長

実施した学校数でございますけれども、小中学校で約半数の学校がトイレに設置いたしました。しかし、トイレ配置した学校の一部では、約1か月から3か月までで市長部局から提供を受けた生理用品の在庫が尽きたために、現在配置していないという学校もございます。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

市内にある36小中高校のうち、その半数の学校で配置されたことが分かりました。危機管理課にお尋ねしましたところ、ちょうど10年という期限で生理用品の入替えの時期であったことから、2160個の生理用品を人権教育課に渡したということでした。1校につき30個入りのパックが1から2パックぐらいまでかと思われます。意外に少ない数ですし、すぐに在庫が尽きることは想像できます。

しかし、市長部局からの依頼を受け、備蓄品を活用して、保健室が当たり前という考えから足を踏み出していただき、トイレ設置していただいたことには感謝いたします。

そこで、子供たちの活用状況はいかがだったでしょうか。また、配置における工夫や気になる点についてお聞かせください。

○烏野隆生議長

長岡学校教育部長。

○長岡英晃学校教育部長

配置された学校においてなんですけれども、子供たちが適切に使用できるように、例えばなんです、生理用品を透明なケースに収納して置くというような工夫をされていた学校もありました。また、各学校では、トイレ等に、何か困ったことがあれば相談してくださいであったり、保健室にいつでも取りに来てくださいというようなメッセージの掲示をすることによって、保健室でも気軽に相談でき、受け取りやすい環境の整備に努めているという学校もございました。

ただ、これまで保健室等での配布が基本でしたけれども、健康状態や様々な状況把握に努めることで適切な指導ができていたわけなんですけれども、トイレに配置したことで、誰がどのような事情で使ったかというのが非常に学校はつかみにくくなっ

たというふうなことを心配の声として聞いております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

様々な工夫をして取り組んでくださったことが分かりました。ありがとうございます。ただ設置するだけではなく、先生方の子供たちへの寄り添う気持ちがメッセージの掲示で子供たちに伝わったことと思います。

全国の実施された学校でもそういったメッセージが掲示されていて、トイレ設置を実施する前よりも保健室に相談する子供が増えたということも聞いています。ですから、トイレに設置することで、誰がどのような事情で使ったか、その把握が十分でないという心配があるとの答弁でしたが、そういった把握は本当に当たり前に必要なものなのでしょうか。

私の知人が、備蓄品が設置された学校にお孫さんのクラブの試合で応援に行った際に、トイレに生理用品が設置されていたことに驚かれた話を聞きました。学校側の配慮と児童生徒の理解、そして協力が感じられたということでした。こういった事象が社会的に広がり、誰もが優しい気持ちで安心して過ごせるようになればと思います。

女性は、個人差はありますが、40年ほど生理と付き合うことになります。女性が生涯で使用するナプキンの総費用は40万円から50万円までと推計されています。学校に限らず、トイレに生理用品が設置されていることによって、安心とともに社会からも守られているということを実感するのではないのでしょうか。孤立させない、誰一人取り残さない、SDGsの考え方でもあると言えます。

また、ジェンダーギャップの是正の視点から、ナプキン無料提供サービス、O i T r の事業が全国で広がっています。29都道府県、314か所の施設に3520台導入されています。泉大津市では、学校のトイレへの設置は令和3年から取組が始まり、市役所の庁舎の一部、そして図書館などでこのO i T r が導入されています。本市でもSDGs、ジェンダー平等の立場から、先進事例に学び、社会的な取組として検討していただきたいと思います。

トイレに関してですが、女性のトイレの行列も最近、問題視されるようになってきました。女子はトイレが長いというのは当然のことで、長い行列ができるのも当たり前とされてきました。しかし、少し配慮することで、この問題も解決します。全国でイベント会場や公共施設などでそういった配慮がされているところが増えてきていると聞いています。当たり前で仕方がない、そういったところを見直す点がまだまだたくさんあると思います。

北海道教育委員会は、子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環としてトイレ設置を実施しました。また、大阪府のある私立高校では、生徒の基本的人権を守る立場でトイレ設置を実施しています。

トイレ設置するとなれば、予算的にも現在の学校の消耗品の枠では足りませんし、危機管理課からの備蓄品もここ数年はなさそうです。寄附や地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金などを使って実施している自治体もあります。生理用品は保健室が当たり前でなく、誰もが安心して過ごせる学校になるためにという貧困対策に加えて、教育の視点で考えてほしいと思います。そして、学校だけでなく、公共施設から社会全体に広がりますよう、市全

体で関係部局で検討していただくことを切望して質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後3時29分延会